

# 第106回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和4年3月2日(水曜日)

出席議員  (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員  (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (1名)	12番	西 岡 正		
		※13時14分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永	代表監査委員	中井幹夫
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 施政方針について  
日程第 5. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号・R4.1.26 専決第 1 号））  
日程第 6. 議案第 1 号 上月歴史資料館の指定管理者の指定について  
日程第 7. 議案第 2 号 町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）  
日程第 8. 議案第 3 号 佐用町第 2 次総合計画後期基本計画の策定について  
日程第 9. 議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
日程第 10. 議案第 5 号 第 2 次佐用町男女共同参画推進計画の策定について  
日程第 11. 議案第 6 号 町道路線の認定について  
日程第 12. 議案第 7 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について  
日程第 13. 発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第 14. 議案第 8 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する等の条例について  
日程第 15. 議案第 9 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
日程第 16. 議案第 10 号 佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について  
日程第 17. 議案第 11 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 18. 議案第 12 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について  
日程第 19. 議案第 13 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 20. 議案第 14 号 佐用町南光歯科保健センター条例を廃止する条例について  
日程第 21. 議案第 15 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 22. 議案第 16 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 23. 議案第 17 号 佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 24. 議案第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 25. 議案第 19 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 26. 議案第 20 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について  
日程第 27. 議案第 21 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 28. 議案第 22 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 29. 議案第 23 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 30. 議案第 24 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 31. 議案第 25 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 32. 議案第 26 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 33. 議案第 27 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 34. 議案第 28 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 35. 議案第 29 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について

- 日程第 36. 議案第 30 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 37. 議案第 31 号 令和 4 年度佐用町一般会計予算案について  
日程第 38. 議案第 32 号 令和 4 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について  
日程第 39. 議案第 33 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について  
日程第 40. 議案第 34 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について  
日程第 41. 議案第 35 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案について  
日程第 42. 議案第 36 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について  
日程第 43. 議案第 37 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について  
日程第 44. 議案第 38 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について  
日程第 45. 議案第 39 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について  
日程第 46. 議案第 40 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について  
日程第 47. 議案第 41 号 令和 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について  
日程第 48. 議案第 42 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計予算案について  
日程第 49. 特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 50. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 51. 委員会付託について

---

午前 0 9 時 3 0 分 開会

副議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日、石堂議長より、治療通院のため、本日の会議を欠席をする旨の届出が出され、受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日、ここに、第 106 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席をいただき、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

季節の変わり目となり、日中は暖かさを感じますが、まだまだ、朝の冷え込みがあり、体調管理が難しい季節でもあります。

今 3 月議会は、議員任期満了に伴う改選を控え、また、当局においても 3 月末で退職される職員もおられ、このメンバー、出席者では最後の議会となる中において、令和 4 年度の佐用町の方針が示される庵途町長の施政方針、また、令和 4 年度各会計の予算案等の審議等重要な案件が予定されております。

議員各位、また、当局の皆さんには、健康に留意され、努めていただくようお願い申し上げます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、専決処分の承認 1 件を始め、令和 4 年度各会計予算案 12 件、佐用町第 2 次総合計画後期基本計画の策定や条例の一部改正などの議案 19 件、令和 3 年度各会計補正予算案 11 件、議員発議 1 件の計 44 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

それでは、3 月定例会開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本当に、2月、立春を過ぎてから、非常に寒い日が続いておりましたけれども、この3月に入りまして、ようやく、この寒さも和らぎ、昨日も雨が降りましたけれども、これから一雨ごとに春に向かって、季節が進んでいくというふうに思っております。

今年度も、あとこうして、1カ月を切りましたけれども、本3月定例会、来年度、新年度に向けての予算をはじめ、多くの議案を上程をさせていただいております。それぞれ、非常に厳しい状況が続く中でありますけれども、佐用町の、また、安定した町運営のために、ひとつ十分にご審議をいただき、適切な結論をいただきますように、まずもって、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

挨拶を兼ねて、少し、コロナの感染状況についても報告をさせていただきたいと思いますが、大体の状況は、新聞報道等でも、全国的な状況は、皆さん御存じのとおりであります。

まだまだ、感染が、非常に高止まりをしておりますして、まん延防止措置につきましても、兵庫県において、3月6日までということになっておりますけれども、今、知事の話では、これを延長を申請するというような話があります。

佐用町内におきましても、かなり次々と感染者は確認をされておまして、特に、三日月保育園でクラスターのような状況が発生をいたしまして、三日月保育園におきましては、今週いっぱい園を休園措置をさせていただいております。

職員においても、当然、感染が、その保育士感染して確認されておりますし、また、庁内の一般職員においても感染者が発生をしております。

それぞれ、症状は、そんなに重症化するという、重くないということで、本人にとっては、それほど心配する状況ではありませんけれども、やはり、その対策のために、こうした休園措置をしたり、本人は隔離生活をするというような状況で、いろんな業務においても、当然、支障が出ておりますので、やはり、できるだけ感染防止措置を取りながら、業務を継続できるように努力をしておりますので、その点、皆さん方も、いつ、当然、周辺で感染するか分からない状況が、まだまだ、続くと思っておりますけれども、十分ご注意を、できるだけの注意をさせていただきますように、お願ひを申し上げたいと思います。

そうした中であって、非常に国際情勢が緊迫化をしております。ロシアによるウクライナへのああした侵略戦争が始まって、この行方が本当に心配をされますし、ウクライナの国民が、ああして戦渦の中で、たくさんの方が傷つき亡くなっている状況、本当に世界中から戦争反対。抗議の声が上がっておりますけれども、なかなか、ああしたロシアという大国の国の考え方というのは、そういう思いというのが通じない、そういう状況に、私たちは立ちを覚えるわけでありましてけれども、1日も早く、そうした平和が、また、訪れるように、私たちは祈るしかない。願うしかない状況であります。

世界が一致協力しながら、制裁としての経済制裁しかないというような状況でありますけれども、その経済制裁というのは、やはり当然、ロシアに対する大きな痛みを与えていることですのでけれども、それが、私たちの生活にも痛みが返ってくるということであろうかと思っております。

これから、コロナを見据えて、コロナからの経済の再生、そういうことに取り組みなければならぬ来年度、さらに、こうした国際的な緊張の中で、既に、原油が高騰をし、また、食料が高騰していく、あらゆるものに経済が、これから苦境が訪れる。そういうことも覚悟しなければならない状況の中で、今後とも、本当に厳しい状況が続くだろうということを覚悟しながら、町民の皆さんの、そして、少しでも安定したこの生活を維持できるように、町としてできることは、非常に、なかなか少ない状況でありますけれども、そういうわけですので、私たちは、できるだけ、そういう努力をしていかなければならないという思いであります。

この今議会を通じまして、それぞれ、皆さん方から、いろいろな、また、ご指摘、ご意見を賜りながら、新年度、引き続いて、安定した町行政が継続できますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

副議長（小林裕和君）　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 106 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1． 会議録署名議員の指名

副議長（小林裕和君）　日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、副議長より指名します。2 番、児玉雅善議員。3 番、加古原瑞樹議員。

以上の両議員にお願いいたします。

---

#### 日程第 2． 会期決定の件

副議長（小林裕和君）　続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 25 日までの 24 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 25 日までの 24 日間と決定しました。

---

#### 日程第 3． 行政報告について

副議長（小林裕和君）　続いて日程第 3、行政報告に入りますが、行政報告であります、報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第 3 を終了します。

---

#### 日程第 4． 施政方針について

副議長（小林裕和君）　続いて、日程第 4、施政方針に入ります。

町長からの施政方針の説明を受けます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本定例会において、令和4年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いをするに当たりまして、私の町行財政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますように、まず、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、世界的な猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから2年が過ぎようとしております。

これまでの間、次々と打ち出される国や県のコロナ対策を受けて、町といたしましても、新型コロナウイルス感染症から町民の命、健康、生活を守ることを喫緊かつ最優先の課題として、まず、町内の医療機関等関係団体と連携をし、迅速かつ円滑なワクチン接種に取り組み、現在、3回目の接種も進めているなど、感染症拡大防止に全力を挙げるとともに、大きな影響を受けた地域経済の再生に向けた取組も進めてまいりましたが、しかし、コロナ禍からの完全な収束の見通しは、いまだ見出せない状況にあり、引き続いて、その対策に当たっていかねばなりません。

そうした、誰もが想定できなかった、この状況が続く中において、合併から16年が過ぎ、少子高齢化や人口減少が進む将来を見据え、安定した行財政基盤を築きながら、「協働のまちづくりの推進」「子育て・福祉の充実」「教育環境の整備」「商工業・農林業への支援」などに取り組み、行政の究極の目的であります、「町民の幸せ」を願い、町民福祉の充実に向けて、町民の目線に立った町行政の推進に努めてまいりました。

しかし、人口減少や過疎化など、今後もずっと戦い続けなければならない宿命的な課題が大きく横たわり、さらにコロナ禍というかつてない荒波の中、こうした今後も厳しい状況が想定をされますが、ポストコロナを見据えた人々の意識や行動変容、デジタル化の急速な進展など新しい時代の流れをとらえながら、より一層地域創生の取組を推進し、町民の生活を守り活力のあるまちづくりを、今後とも推進してまいる所存であります。

引き続き、議員各位をはじめ、町民皆様の温かいご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

本町を取り巻く状況ではありますが、町の住民基本台帳人口は、昨年12月末現在で1万5866人、1年間で427人減少し、高齢化比率は、同年9月末現在で前年より1.0%上昇し、42.1%となっております。令和2年の国勢調査の総人口は1万5,863人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和7年で1万4,313人というふうに見込まれております。

また、財源の多くを占める地方交付税は、地方財政計画における国の総額ベースで18兆538億円、前年度比3.5%の増を見込んでおり、本町の交付税の予算額は、前年度当初決定と比べまして1.4%、約7,800万円の増額を見込んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れなどによって、感染症が収束するまでには十分な回復が見込めないことから、今後の見通しは決して楽観視できるものではありません。

本町といたしましては、引き続き、住民の皆様が安心・安全に暮らし、将来を担う世代へ町を引き継いでいけるよう、昨年同様、「安全で安心して暮らせるまちづくり」「将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の充実」「産業と観光の振興」を3本の柱として、新年度予算を編成し、将来を見据えた町政運営に着実に取り組んでまいる所存であります。

それでは、令和4年度の町政運営についての基本方針を、その3つの柱に分けて申し上げ

げたいと思います。

まず、第1の柱として、安全で安心して暮らせるまちづくりについてであります。町民皆様が、安全、安心に暮らせる町を目指し、福祉や防災など各分野において、事業の充実を進めてまいります。

まず、道路や橋梁の改良、下水道施設の改良や統合など、町民生活に欠かすことのできないインフラの長寿命化、効率化を進め、将来にわたって安心して暮らせる町的生活基盤づくりに取り組んでまいります。

福祉分野では、高齢者福祉の推進、休日・夜間診療等の安定運営に向けた支援の促進、予防接種や検診の充実など、福祉・健康づくりの推進に取り組んでまいります。

防災分野では、西はりま消防組合において、救急・消防の機能向上を目指すとともに、町消防団の維持に努め、さらに、自助、共助、公助の取組を推進し、地域防災力の向上にも引き続き取り組んでまいります。

また、国が推進するデジタル社会の実現に向け、防災行政無線など多媒体配信システムの情報通信施設の更新を進め、安定した通信環境を整えてまいります。国における自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組により、住民と自治体間のコミュニケーションの仕組みが見直されようとしており、観光や防災、福祉分野などに活用できる情報通信システムの活用や行政手続きの情報化を進めてまいります。

本町においてもクラウドサービスの活用、テレワーク環境の整備等を行っておりますが、令和4年度より新たに情報政策課を創設をし、住民向けサービスのデジタル化を目指し、行政手続のオンライン化を推進してまいります。

第2の柱として、将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の充実について、申し上げます。

教育分野では、小中学校にGIGAスクール構想で配備した1人1台のタブレット端末を有効に活用し、個に応じたきめ細やかな学習活動を目指してまいります。また、デジタル教材の導入や学童保育のWi-Fi環境整備など、ICTを活用した学びの充実を図ってまいります。

子供たちにとってよりよい教育環境を目指す中学校の規模適正化については、急速に人口減少が進み、中学校の統合も念頭に置く中、当面は現在の4中学校を維持し、小・中連携や中・中連携など特色ある佐用町型連携教育に取り組み、望ましい教育環境のあり方を継続して検討してまいります。

子育て支援分野では、保育園における就学前教育・保育、小学校の学童保育の充実など、これまでの取組を継続するとともに、保育料無償化制度や医療費の助成事業をはじめ、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減のための各種助成事業など、子育て支援事業の推進を図ってまいります。

また、大学生、専門学生等の通学定期券購入助成制度を創設をして、子育て支援はもちろん、定住促進や地域公共交通の利用促進にもつなげてまいります。

次に、第3の柱として、産業と観光の振興についてを申し上げます。

農業分野では、地域特産物の定着や特産品の販売促進に取り組み、時代に即した地域農業と新しい農業経営を目指してまいります。令和2年度に経営統合した、元気工房さよらの直売所及び加工所の充実、強化を図るために、令和4年度から計画的に施設の集約化と大規模改修に取り組んでまいります。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、造林事業や間伐事業などの既存事業の着実な取組に加えて、所有者不明の森林、放置森林を解消し、森林を町民共有の財産にするために、新たに森林の町有林化を進め、森林環境の保全と林業の振興に積極的に取り組み、林業経営の確立と災害の軽減を図ってまいります。



商工業分野では、商工会等関係団体との連携を深め、事業資金の利子補給など事業者にとって有効な支援施策に引き続き取り組んでまいります。また、事業継続・事業承継補助金を活用し、事業の継続や事業を継承するため、小規模事業者の支援にも取り組んでまいります。

観光分野では、コロナ後を見据え、利神城址や上月城址など山城や各地域の歴史的遺産や佐用の豊かな自然を活用した南光自然観察村など、本町の様々な観光資源を有効に活用した観光事業の振興を図るとともに、幅広い年齢層に合わせた効果的な情報発信により、知名度及び集客力の向上に努めてまいります。

続きまして、ただ今、申しあげました基本方針に基づき、編成をいたしました令和4年度予算の主な施策を第2次総合計画の基本計画 10 の節に沿って、その概要を申しあげさせていただきます。

それでは、第1節、佐用の産業と観光・交流を創造するということではありますが、農業の振興につきましては、農業の担い手が減少する中、地域集積協力金事業、農業次世代人材投資事業、農業の担い手確保事業など、多様な事業を継続して実施をし、農地の集積化、就農支援、農地保全、担い手育成など、幅広く農業振興に取り組んでまいります。また、国の地理的表示保護制度（GI）に登録した「佐用もち大豆」など特産品の販路拡大やブランド戦略にも注力してまいります。

併せて、農地の保全、農業施設の長寿命化の活動を支援する多面的機能支払交付金事業の加入促進を図り、中山間地域等直接支払推進事業を併せて実施をして、地域農業を守る施策を推進してまいります。

林業の振興につきましては、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減等に結びつく施策の検討を進めたいというふうに考えております。林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全育成の推進を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、7地区、約14平方キロを国に要望をしております。昨年度から実施しております、航空レーザー測量等を活用して境界を確定するリモートセンシング事業にも取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、「中小企業者創業・第2創業支援事業」及び「中小企業者支援融資利子補給事業」を継続して実施するとともに、小規模事業者の持続化及び次の世代への事業承継の推進を図るべく、事業継続及び事業承継を支援し、安定した地域経済の振興を目指してまいります。また、ビジネスプランコンテストによって、若者を中心とした町内外の新たな起業家の発掘と人材ネットワークの拡大を促進して、地域課題の解決と創業機運の向上に取り組んでまいります。さらに引き続き、商工関連団体との協力体制のもとに、将来を見据えた施策の検討を進めてまいりたいと思います。

観光の振興につきましては、利神城址、また、上月城址などの山城をはじめ、平福の町並み、乃井野陣屋跡など、本町の歴史的遺産が観光及び地域振興につながるよう取り組んでまいります。昨年度、一棟貸しの宿泊施設とレストラン等を整備した旧木村邸及び酒造場は、運営開始後も官民連携を推進し、歴史的資源を活用し、さらなるにぎわいづくりを進めてまいります。また、アフターコロナを見据え、平福の観光拠点の新たな駐車場整備などを進めるとともに、ひまわり祭りやサイクリングイベント、大観望会など人気の各種イベントを継続して実施をして、町をPRすることで入込客数の増加を図ってまいります。

次に、第2節、佐用ならではの資産に磨きをかけるという点についてではありますが、循環型社会の構築につきましては、脱炭素化社会に向け、申山や秀谷等の太陽光発電所の安定した運営を行って再生可能エネルギーを有効活用するとともに、独自財源として売電収

入の一部を子育て支援や林業振興などに活用してまいります。

また、にしはりまクリーンセンターの安定した運営に努めるとともに、ごみの分別と再資源化を進めることで減量化を図るとともに、排出されたごみを適正に処理するため、埋立てを受け入れております、佐用クリーンセンター最終処分場の排水処理施設の改修なども実施してまいります。

また、歴史的環境につきましては、利神城址の国指定に伴い策定をいたしました保存活用計画に基づき、具体的な事業の実施に向け取り組んでまいります。石垣や山肌の崩落の進行を防ぐための応急対策工事は3年目の最終年となり、本年度は麓の御殿屋敷の石垣を中心とした対策工事を実施してまいります。また、上月城跡など指定文化財以外の歴史資産についても、保存活用に向けた調査を開始するとともに、上月歴史資料館を地域団体に指定管理委託をし、効率的な施設運営にも取り組んでまいります。

次に、第3節の佐用を担う人を育て自己実現を支えるという点について申し上げます。

子供たちが将来、複雑で予測困難な時代に対応できる力を育むため、GIGA スクール構想による主体的で個別最適な学びを推進するとともに、佐用町型連携教育を進め、学校・家庭・地域がつながる地域の学校づくりを目指してまいります。

また、給食費の2分の1軽減事業、給食の質的向上事業、小中学校の副教材費相当額の助成事業等など、これを引き続き実施をし、学力の向上や健康づくり、保護者の教育費負担の軽減も図ってまいります。

生涯学習の振興につきましては、趣味や地域活動への参加など、学習内容に対する要求が高度化かつ多様化し、SDGs の推進や高度な情報化、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など、社会情勢も刻々と変化する中、複雑化する地域課題に向き合い、学習を通じた解決を図るまちづくりを推進するとともに、「人生100年時代」の到来を見据え、それぞれのライフステージの中で、誰もが生き生きと輝き、地域社会で活躍することができる、こころ豊かなまちづくりを推進してまいります。

図書館におきましては、佐用町子ども読書活動推進計画に基づき、町内小中学校との連携を深め、図書館蔵書の貸し出しや読み聞かせなどを通して、子供の読書活動の普及にも取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興につきましては、生涯スポーツ推進計画に基づき、町体育協会をはじめスポーツ推進委員との連携による生涯スポーツの普及、並びにさようマラソン&ウォーク等のイベント開催によるスポーツの啓発など、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいります。また、令和3年度から実施しております、いこいの広場の改修など、子育ての環境整備にも取り組んでまいります。

次に、第4節、佐用の健康と福祉を創造するという点について申し上げます。

高齢者福祉の面では、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、介護保険事業・介護予防事業の円滑な推進や地域包括ケアシステムの推進、日常生活の支援、外出支援サービスの充実などに取り組んでまいります。

低所得者の負担軽減を図る低所得者保険料軽減事業、交通の利便性を確保するタクシー運賃助成制度、人材の確保と定着化のための福祉資格取得助成事業、高年クラブ運営支援など、様々な事業を継続して実施をし、高齢者福祉を推進し、高齢者の皆様が生きがいを持って明るく元気に暮らせる町を目指して、引き続き取り組んでまいります。

地域医療体制の充実につきましては、郡医師会の協力のもと、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金等により、町内で救急診療等に常時対応できる体制を維持するとともに、西はりま消防組合と町内外の医療機関等と連携し、救命救急のネットワークの構築を進め、安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

健康づくりの推進につきましては、感染症・予防接種の内容の見直し及びがん検診など、

予防事業の充実を図るとともに、高校生までの医療費無償化を継続して実施をし、町民の健康づくりを推進してまいります。

子育て支援では、保育関係の人材不足が全国的な問題になる中、子育ての経験を生かした地域全体での子育て支援の取り組みといたしまして、引き続き町独自の保育補助員制度を導入し、補助的に保育に携わる人材を養成し保育環境の充実を図ってまいります。

また、本町では、国の幼児教育・保育の無償化制度を、さらに充実したものとするために、3歳児以上の保育料及び2歳児以下の住民税非課税世帯の保育料無償化を実施するとともに、町独自施策である第2子以降の保育料無償化を継続をし、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、第5節の佐用に住みたい環境を創造するということについてであります。町道の整備につきましては、以前から継続事業として実施しております町道林崎東徳久線道路改良工事をはじめ、町道大願寺中線道路改良工事などを実施するとともに、町内の町道において計画的にアスファルト舗装の改修等にも取り組んでまいります。

また、公共交通サービスの充実につきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業の実施など、現行の充実した地域公共交通サービスを継続して実施するとともに、姫新線、智頭線の利用促進にも取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、住宅耐震化の推進を図るために、住宅の建替え工事費や、耐震改修の支援、耐震シェルター、防災ベッド等の設置費用の助成事業も引き続き実施をいたします。

河川維持につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用して、河川の堆積の土砂の浚渫工事等を実施をいたします。

ため池の整備につきましては、県営事業により、これを実施をさせていただきます。

自主防災につきましては、防災リーダー研修の実施や、ハザードマップを活用した出前講座等を引き続き開催し、地域防災力の向上を目指します。また、防災教育として、各学校に対する支援を行いながら、引き続き全ての子どもたちが防災意識を醸成することを目指してまいります。

非常備消防につきましては、三日月第一分団の小型ポンプ付積載車を更新し、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住環境の整備につきましては、若者住宅新築応援金・若者住宅取得応援金・町内定住就職奨励金制度・定住促進住宅家賃減免など、これを引き続き実施し、若者の住宅新築や住宅購入の支援及び新規就職者・子育て世代の定住を促進してまいります。

また、令和2年度から町営住宅の入居要件の緩和を進めており、単身での入居を可能とするなど、定住希望者にとって利用しやすい町営住宅となるように取り組んでまいります。

生活環境基盤整備につきましては、老朽化した水道管の更新を順次進めるとともに、生活排水処理につきましては、将来を見据えた下水道施設の統廃合事業と汚泥集約化事業として、佐用浄化センター改築工事を継続して、これを実施いたします。

空き家の有効活用についても、引き続き合同会社佐用鹿青年部や地元宅地建物取引士と連携して、事業推進に取り組んでまいります。

次に、第6節 地域活動を支える協働を確立するについてを申し上げます。

町内13カ所の地域づくり協議会においては、平成30年度から開始をいたしました地域づくり協議会振り返りの取り組みにおいて、これまでの活動や組織体制などについて見直しを行っており、将来を見据えた地域課題や取組についての協議が進められております。

令和4年度も必要な見直しを継続しながら、自治会や各種団体なども含めた地域全体でのあり方について検討し、必要な仕組みや制度の改正なども行いながら、持続可能な地域づくりを目指していくために、協働のまちづくりを、さらに深化をさせてまいります。

また、地域の担い手育成には、若者が地域に関心と愛着を持つことが重要であるために、関係人口など外部人材の活用と合わせて、多様な人材の参画を進めてまいります。

次に、第7節のこころの共生社会を実現するについて申し上げます。

一人一人が尊重され、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するためには、人権意識の醸成が不可欠でございます。人権に関しては、現代社会に生じる今日的な課題も含め、町広報や人権文化講演会や映画会などの啓発活動を通じて、人権文化の創造とその重要性を認識し、こころの共生社会の構築を推進してまいります。

また、男女共同参画につきましては、女性の活躍を推進するために、生き方や働き方を支援するセミナー開催のほか、性別にとらわれず、誰もが生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、第8節の身の丈にあった行財政運営に取り組むという点についてでございますが、職員数については、定員適正化計画に基づき、定数適正化を進め、さらに、人事評価制度を導入して、適正な評価による人材育成にも取り組んでおります。

また、時代ニーズに応じた職場内外での研修を実施をし、職員の資質向上と意識改革にも継続して取り組んでまいります。

普通交付税の状況は、国の経済対策に伴う財政出動などに伴って令和3年度の交付実績が56億8,383万9,000円となり、令和2年度比で3億7,511万円の増額となりました。

本町では、引き続き、効果的な事業実施及び経費の節約等にも取り組み、後年度負担の軽減も図るべく、繰上償還の実施や今後必要となる特定の目的を持った基金の積立、有効活用を粛々と取り組み、将来を見据えた安定した財政運営が維持できるように努力をしてまいります。

また、令和3年度から令和7年度を取組期間とする第4次行財政改革大綱に基づいて、将来に向けて持続可能な行財政基盤の確立を推進してまいります。

次に、第9節の広域連携を強化するという点について申し上げます。

令和4年度においても、引き続き、神戸市との連携をはじめ、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域の定住自立圏、三県境地域創生会議などの広域連携に参加し、関係市町と相互の機能補完をするなど、より一層の連携を図り、多様なニーズに対応したサービスの効率的な提供を推進していくほか、各構成市町とともに、国や県等に対する効果的な要望活動を継続して実施してまいります。

次に、第10節、持続可能な開発目標SDGsの推進についてを申し上げたいと思います。

まず、SDGsが掲げる目標は、これは行政として既に取り組んできた内容でもありますが、改めて、国連で決意をされ、世界の各国がこの実現を目指す国際目標としてSDGsの理念及び17の目標を再認識をして、本町におきましても、これまで以上に全ての町民が暮らしやすい安心・安全で持続可能なまちづくりを実現していけるよう、SDGsの達成に向け各分野の取組を推進してまいりたいと思います。

以上で、申し上げました方針に基づき、編成をさせていただきました令和4年度当初予算は、一般会計119億2,493万1,000円、特別会計合わせて10会計85億9,450万3,000円、水道事業会計5億3,163万9,000円で合わせて12会計合計が210億5,107万3,000円でございます。

この予算をもちまして、来年度も引き続き町民の皆様が安全・安心に末永く暮らせる町政運営を目指し、一步一步努力を続けてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様に、心からのご支援とご協力をお願いを申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

副議長（小林裕和君）

以上で施政方針の説明は、終わりました。

---

副議長（小林裕和君）            なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）            異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 5．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号・R4.1.26 専決第 1 号））

副議長（小林裕和君）            それでは、日程第 5、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）、令和 4 年 1 月 26 日、専決第 1 号を議題とします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 6,382 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 133 億 9,203 万円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、3 億 6,249 万 1,000 円の増額で、うち、国庫負担金は 593 万 9,000 円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上いたしております。国庫補助金は 3 億 5,655 万 2,000 円の増額で、地方創生臨時交付金のほか、子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事業費、事務費交付金などを計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金 133 万 8,000 円を繰り入れております。

次に歳出についてご説明させていただきます。

総務費につきましては、総務管理費 450 万円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金において、所得制限等により給付金の対象から外れた方に対し、1 人 10 万円給付する経費を計上しております。財源の一部に地方創生臨時交付金を充当いたします。

民生費につきましては、3 億 4,304 万 6,000 円の増額であります。うち、社会福祉費は 2 億 4,741 万 6,000 円の増額で、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯 10 万円を給付する経費を計上しております。児童福祉費は 9,563 万円の増額で、子育て世帯への 1 人当たり 10 万円給付のうち、残り 5 万円を給付する経費を計上しております。

衛生費につきましては、保健衛生費 1,628 万 3,000 円の増額で、65 歳以上の 3 回目接種希望者の集団接種に加え、5 歳以上 11 歳以下の接種希望者に対する接種、並びに接種体制の確保に関する経費を追加計上いたしております。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わら

せていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案件については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、コロナの第3回目の接種が、こうやってされようとしておりますけれど、1回、2回受けられた方と、第3回目を受けられる人がやめとこかとかいうような人もあったりして、そこらへんの数は、どれぐらい受けられない方があったんかということと、5歳以上の若年者、そういう方は、何人ぐらい受けられるんでしょうか。そこらへん、教えてください。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） コロナワクチンの接種につきましては、医療関係者は既に、接種が、大体終わってきておりますけれども、計画的な集団接種として、65歳以上の方の集団接種、先月の28日から開始をしております。18日までに全て、それは完了する予定でありまして、大体、接種券は、当然、送付して、ほとんどの方が申し込まれて、受けていただけるものと思っております。

特に、今、スムーズに接種はできておりますので、今、岡本議員が言われるように、何人接種しない人がいるかと言われても、今、始まったばかりですから、当然、それは分かりませんし、今のところ、そのようなことは少ないというふうに思っております。

また、幼児につきましては、町としても受けたい方、接種がしたい、希望の方には接種ができる体制は、医師会とも協議してつくっておりますけれども、これも、それは任意でありますから、どれぐらいの方が接種されるか、これは、まだ、分かりません。以上。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） それから、どう言うんですか、10万円の支給の分でございますけれども、国のほうでも、高額所得者については、どうする、こうするというような議論もありましたけれど、佐用としては、全員の子供たちに支給されるようになっておると思います。

ここにいらっしゃる方や、それから、高額者については、朝食べるご飯もないという方は、いらっしゃらないと思いますけれど、そこらへんについては、数は少ないんでしょうけれど、そういう、より困った人に、より厚く支援するというようなお考えは、町長は、なかったんでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この件につきましては、全員協議会等でも説明をさせていただいたとおりで、当初、国が、そうした所得制限を設けるということでありました。それは、それで、町としても、それに従った計画をしておりましたけれども、国としても、そうした制限を撤廃するといいますか、容認するということで、臨時交付金を活用できるということでありましたので、佐用町内で、そうした制限がある方というのは、非常に少ないんですけれども、全員の皆さんに支給すると。これは、全国、ほとんどの市町村が、自治体が、そういう措置を取ったということでもあります。

当然、考え方としては、できる限り、そうした所得が少ない、低所得者に対しての手厚いもの、対策をするということが、これはもう、考え方としては、現実あると思いますけれども、今回のコロナの給付金につきましては、そのような考え、国からの指示の下に、方針の下に、町としても、それに対応させていただいたということでもあります。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） 5 ページの今言われた、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですけれども、これ専決補正されていますから、現状をお聞きしたいんですけれども、この額から言えば 2,430 人が対象だということになるんですけれども、確認書なりの配布状況と、それから帰って来た、実際に給付される予定は、どれぐらいになるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

2,430 人という予算を組ませていただいておりますが、このうち 2,400 世帯につきましては、非課税世帯と思われる世帯ということでございます。あと 30 世帯につきましては、コロナの影響によりまして、収入が激減をして家計が急変すると見込まれる方ということで、予算的に 30 世帯分置かせていただいております。

申請の状況でございますけれども、町のほうから 2 月 10 に確認書を返送してくださいという申請の用紙を送らせていただいております。期限としては、2 月 28 日ということで、送らせていただいております。2 月 28 日現在で約 1,500 世帯から返送がございました。

この確認書と言いますのは、町の税務のほうで、この方は非課税であると思われる方に対して送っておるんですけれども、この支給要件といたしましては、世帯全員が非課税の方、あるいは課税者に扶養を取っておられる方、これについては、該当になりませんということでございますので、ご本人のほうから、この支給事業に対して対象者であるという

この確認をしていただくために、そういった書類のほうを送らせていただいております。  
それで、支払いのほうですけれども、3月14日に、現在、確認書が返ってきております  
申請者の方に支給をしたいと思っております。以上です。

9番（金谷英志君）                      分かりました。

副議長（小林裕和君）                  ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君）                  ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより承認第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君）                  挙手、全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されまし  
た。

---

#### 日程第6．議案第1号 上月歴史資料館の指定管理者の指定について

副議長（小林裕和君）                  続いて、日程第6、議案第1号、上月歴史資料館の指定管理者の指  
定についてを議題とします。  
ここで、山本議員が会長を務める皆田和紙保存会を指定管理者として指定する議案なの  
で、山本議員の退出をお願いします。

〔山本議員退場〕

副議長（小林裕和君）                  提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                  それでは、ただ今、上程をいただきました議案第1号につきまして、  
提案のご説明を申し上げます。

上月歴史資料館の指定管理者の指定につきましては、新たに指定管理者として指定しよ  
うとするもので、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定に公募  
によらない指定管理者の候補者の選定により選定を行い、地方自治法第244条の2第3項  
の規定に基づき指定管理者を指定したく考えております。

上月歴史資料館につきましては、旧上月町歴史民俗資料館の移転により、平成17年5月  
に開館し展示物としては、上月城に関する資料をはじめ、皆田和紙、早瀬土人形など地元  
の史料を納めております。

また、平成23年には、過去に地元の伝統的産業であった皆田和紙の保存継承を目的に、



紙すき文化伝承館を併設し、皆田和紙保存会の活動拠点として、皆田和紙の生産や紙すき体験など、伝統文化継承の拠点施設となっております。

貴重な歴史文化の振興と利用者の拡大を目指し、一体的な管理運営を行うことで効率的な施設運営を実施しようとするものであり、佐用町上月 873 番地（373 番地に後で訂正あり）皆田和紙保存会の会長、山本幹雄氏を指定管理者として指定しようとするものであります。

指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間といたしております。

以上、ご承認を賜りますように、

〔副町長「町長、ちょっと番地が」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 373 番地、訂正させていただきます。

以上で、説明をさせていただきましたけれども、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 皆田和紙に従事されておる会員というのか、それは、何人ぐらいがいらっしゃって、その資料館については、令和 3 年度、何人ぐらいの入館者があって、金額、どれぐらい入ったんか、分かれば教えてください。

〔教育課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

皆田和紙保存会のメンバーにつきましては、令和 3 年度は 11 人ということでお聞きしております。

それと、利用者数につきましてはですけども、令和 2 年度の実績では 555 人の方がご利用になってございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、山本幹雄議員の入室をお願いします。

[山本議員入場]

副議長（小林裕和君） 山本議員に報告します。ただ今、議案第1号については、原案のとおり可決されましたので報告します。

---

#### 日程第7．議案第2号 町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、議案第2号、町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第2号、町有財産の無償貸付けについて、提案の説明をさせていただきます。

議案第2号は、長谷保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。

長谷保育園跡地につきましては、平成29年4月1日から一般社団法人小野の駅と無償貸付け契約を締結し、跡地を利活用いただいております。

具体的な事業内容といたしましては、障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業B型を運営し、耕作放棄地を活用したミツマタ栽培、加工、出荷といった地域資源を活用した生産活動に取り組んでおり、就労へ向けた訓練を行っております。令和4年1月末現在で、定員12名に対し、9名の利用者が働いており、そのうち町内在住者が8名で、障がいのいきがいと自立支援につながっているとともに、従業員9名（←説明後3名と訂正あり）はいずれも佐用町在住者で、町の雇用促進にも貢献していただいております。

貸付け物件の所在地は、佐用町口長谷506番地ほかで、土地は2,170平方メートル、建物としては、作業場や事務所として利活用しております園舎及び倉庫となっており、それぞれ鉄骨造平屋建て、床面積364.2平方メートル、コンクリートブロック造平屋建て15.34平方メートルとなっております。

なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則10年間無償貸与することを、公募における支援制度といたしております。

平成29年の3月議会において、最初の5年間の無償貸付けについて議決をいただいております。このほどその期限がまいりましたので、今回、残りの5年間の無償貸付けについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認賜りますように、

〔副町長「従業員、町内3名です。9名とおっしゃいました」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 失礼しました。当然、従業員は3名であります。

ご承認を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上、終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 最初に5年間経過して、継続ということですがけれども、議会と我々は、この法人が就労支援のA型事業所ということで、雇用増に努めるということでしたけれども、先ほど、提案の中で話がありましたように、B型事業所のままであります。

就労支援のA型、B型というのは、今、就労というか、障がい者の方が9名、12名定員で9名就労されているということですがけれども、A型とB型では、かなり大きな違いがありますけれども、まず、評価と今後の見通し、どのように理解されているのかなど。

我々は、A型事業所ということで、そもそも聞いておりましたので、5年たって、まだ、B型事業所のままでありますけれども、今後の見通しについて、お分かりでしたら説明をいただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この現在の事業、これ事業を開始して5年たちました。これまでも、廣利議員のほうから非常に問題があるのではないかと、法令違反ではないかとか、いろいろとご指摘がありましたけれども、やはり事業におきましては、障がい者の方、継続して、ここに通い、その作業に従事して、しっかりと、作業内容も非常に慣れてきて、ミツマタの、この生産において、出荷している印刷局からも、非常に高品質で、出荷している中では、一番いいというような評価もいただけるまでに頑張らせていただいております。

ただ、やはり、当然、A型とB型とでは、そこの通所者、障がい者の方において、その工賃、給与等に大きな違いはあります。

当然、小野の駅としては、A型を目指したいということでありましたけれども、中の作業内容によって、そこから得られる収益、これは、なかなか、それは厳しい状況だと思っております。

やはり、この障がい者、通所されている方も、やはり障がいがあるわけで、作業において、非常に熱心にやっていただいておりますけれども、体調によって、なかなか毎日、その作業に通えないとか、作業の量においても生産量的に、計画的には、なかなか、そうした生産ができないというような状況も、私も何回も行って見ております。

そういう中で、それでも、ほかのそうしたB型の、こうした作業所と比べると、そうし

た工賃、手取りの収入も、かなりいい工賃を払うことができているというのが現状ではないかなというふうに思いますけども、A型のように、自立して、また、一般の事業所と変わらないような運営は、これは、なかなか私は、難しいなというふうには思っております。

ただ、これだけ、障がい者の、特に精神障がい者の方でありますけれども、非常に、その人にとって、障がい者にとって、この作業というのは、本当に生きがい、やりがいを持って、みんな頑張っていておられますので、これは、やはり、障がい者のためにも、継続して、頑張っていて運営していただきたいと、私は、願っております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） この5年間の間で、大きく状況も変化した、変わったというのは、議会でも何度も取り上げましたし、新聞報道等でも取り上げられました隣の宍粟市での補助金詐欺、補助金詐取事件、この法人の理事、幹部であった人が、町長の説明によると、この小野の駅からは辞めていると、だから、佐用のケースとは関係ないんだという話でしたけれども、その人物が宍粟市の補助金を詐取したと。これは有罪判決が出て確定しております。さらに、厚生労働省の補助金受託 3,500 万円不正受給と、毎日ですか、何か 7,000 円ずつか、何か増えているということなんですけど、これは、まだ、未返済のままです。

で、そのあたりについて、辞めてしまったから関係ないという小野の駅については、そういう見解は変わらないのでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、当然じゃないですか。

そういう、小野の駅で、一応、席を置いていても、事業としては、宍粟市の問題になった事業にも関わっていたということは確かですけども、小野の駅が経理運営の中で、そうした違法行為、犯罪行為を行っているわけではありませんし、しかも、当然、そのことの責任の中で、その方は辞めておりますし、その後、現在も、その問題は残っているといっても、そのことを、この小野の駅が、今やっている、ここでの事業所、そこが同じように同列に扱う、関係があるというふうに考えられるというのは、やっぱり事業に対して、私は、明確に、これは分離して、違う事業であり、小野の駅が、現在やっていることを評価していただきたいと思っておりますし、そのことを問題にすべき話ではないというふうに、私は、思います。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 関係ないという話でしたけれども、小野の駅は、議会でも何度も、私が調べたところで、報告、質問もさせていただきましたけれども、幾つもの団体、法人を設立しております。

理事長の武澤さんが関係する団体というのは、数多くあります。

少し調べれば分かることなんですけれども、辞めてしまっているから関係ないですけれどもというふうにおっしゃいますけれども、理事長である武澤さんに関する法人・団体が宍粟市の雇用創生協の事業の機械リースに関して関係していると。

この村岡さんという方は、逮捕されて、裁判を受けて、有罪判決が出ております。もう辞めてしまったから関係ないということかもしれないけれども、実は、深く小野の駅と関係しているのではないかなど、それは調べれば分かることだというふうに思いますけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 調べれば、分かるんでしたら、私は、そういうこと関係ないと思いますから、問題が、当然、そこにあるのであれば、これは、それなりに捜査もされると思いますし、そこで明らかになることですし、実際に、今、事業を、私は、ここの通所作業所という事業を行っている状況の中では、何も問題は、私は感じておりませんので、それは、廣利議員が、そこまで言われるんでしたら、明らかにしていただきたいと思います。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長から説明があったわけなんですけれど、いわゆる体の悪い方が9人従事しておると。A型、B型あるんですけれど、その方たちの賃金いうんですか、1日幾らぐらいになっておったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えいたします。

現在の工賃は1日1,000円というふうにお聞きをしております。

失礼しました。作業時間は、9時からお昼休憩を挟み、3時半までということでございます。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに、質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 議案第 2 号、町有財産の無償貸付けに反対する立場で、討論させていただきます。

そもそも、貸付けを受ける際のプレゼン、提案プレゼンでは、A型事業所ということで、地元での雇用増に貢献するということでしたけれども、B型事業所のままで、その展望も見通せません。

宍粟市での雇用創生協事件では、法人の理事幹部であった方が有罪判決を受けて確定しております。

不正受給に関しては 3,000 万円近くの返済を、まだ、終えておりません。

宍粟市の件と佐用町での小野の駅とは別であると、町長も言われていますけれども、佐用町での小さな成功を、宍粟市では、いかにも行政との協業で事業が進んでいるなど喧伝し、それはまさに、一体として取り組まれた事業であります。

小野の駅理事長の武澤氏は、数多く法人・団体を設立し、複雑に絡まっていますが、少し調べたら、からくりは理解できます。

宍粟市での事業に際して、機械のリースなどは、武澤さんに関する法人が関わっています。

地元の方々にとっては、思い出がいっぱいの大事な保育園跡を無批判のまま継続して、無償貸付けすることは、到底理解を得られません。

佐用町での小さな成功が、また、新たな詐欺被害を生まないようにするためにも、無償貸付けを継続させてはいけません。

以上の理由により、小野の駅に対して、長谷保育園跡施設を無償貸付けすることに反対します。以上です。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） ただ今、廣利議員が反対討論されましたけれども、しっかりした、明確な、そういう証拠というんですか、それ出ていない。

ただ、ある面、想像というんですか、そういう中での発言だと思います。

実際、小野の駅、えん花園ですけど、先ほど、提案説明のありましたとおり、町内の方を含め、9名の障がい者の方が就業されております。なかなか、こういう仕事がない時に、そういう方を就労させる、いわゆる農福連携の先走りみたいなことなんですけれども、何よりも、そこに預けておられる親御さんが喜んでおられるんです。

実際としては、先ほど、おっしゃられたようなことは、実態は分かりません。

けども、今現状では、喜んで務められております。

そして、佐用町にミツマタ部会というのがありますが、やはり、その農福連携ということで、そういうことを理解されながら、やはり、佐用町内の人もえん花園に仕事を与えてやるうということで、年 2 回、3 回と奥海のほうに行って、そこに材料を供給したりして

協力しているんです。非常に、これからうまくいくように応援するのが議会の役目じゃないかと思い、この町有財産の無償貸付けの延長には賛成します。

副議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。  
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第2号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
議案第2号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を議場の時計で11時15分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時13分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

---

#### 日程第8．議案第3号 佐用町第2次総合計画後期基本計画の策定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第8、議案第3号、佐用町第2次総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第3号、佐用町第2次総合計画後期基本計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町第2次総合計画は、平成29年度から令和8年度までにおける、行政運営の総合的な方向性を示した、町の最上位計画として位置づけられるものであり、まちづくりを行う上での基本的な理念や政策の方向性、目指すべき将来像をまとめたものになります。

総合計画のうち、基本計画部分は、前期5年と後期5年に分けて策定することとなり、前期5年の計画期間が今年度で終了するため、来年度以降5年間の後期基本計画を今年度中に策定する必要があることから、これまで策定に当たり、議会にも説明をさせていただいてきました。このほど、最終案がまとまりましたので、ご承認をいただきたく提案をした次第でございます。

計画の策定に当たっては、庁内プロジェクトチームにおける前期基本計画の検証、町民

ニーズや社会経済情勢など時代の変化を反映するための検討作業のほか、各分野における町民代表者で構成され、計4回実施した総合計画審議会でもいただいたご意見、減少しつつある若者の意見を参考にすべく実施をいたしました高校生アンケートや若者ワークショップの結果など、各方面からの意見や視点を踏まえた上で、計画案を策定したところでございます。

後期の基本計画になりますので、基本的には前期計画の骨格を引き継いだものとなっておりますが、主だった変更点等についてご説明させていただきます。

1点目が1ページからの目標とする人口・世帯の改訂で、佐用町第2次総合計画の基本構想部分にて、目標人口等が記載されておりますが、これを策定したのが平成28年度時点のものであり、その後の社人研推計と人口ビジョンの下方修正を反映するとともに、11月末に国から公表された令和2年度国勢調査確報値に合わせて、改訂を行ったものになります。

2点目が基本計画本文の追加・修正等で、前期基本計画から引き継いだ9つの節に対して、これまで5年間町が取り組んできた施策に加えて、町民ニーズや社会経済情勢の変化、総合計画審議会でも出たご意見など、可能な限り幅広く取り入れた上で計画に反映をしております。主だったものをご紹介します。

4ページからの第1節では、GI登録を受けた佐用もち大豆や昨年度に経営統合した「元気工房さよう」における農産物直売所や加工施設の整備、ふるさと納税の推進などについて新たに記述をしております。

17ページからの第2節では、利神城跡が国史跡指定を受けたことや旧木村邸の利活用などのこれまでの町の取組も踏まえ、歴史資源を貴重な地域の資源と認識した上で、上月城跡の調査・研究の推進や、地域資源を町の魅力づくりや子供たちの将来的な定住につなげるための、地域への愛着意識の醸成に生かすという視点を取り入れております。

24ページからの第3節は、令和元年度に策定をいたしました第3期教育振興基本計画との整合を図るため、これと合わせる形で一新しており、時代の変化の中で、IT教育や英語教育など教育環境も急速に変化している中、こうした変化に柔軟に対応できる力を育成することの重要性のほか、キャリア教育を推進する一方で、学校と家庭、地域が連携をし、地域への愛着意識を育むための郷土に根ざした教育についても記載をさせていただいております。

31ページから第4節では、現在、人口減少等により病院経営が厳しさを増している中、町民の皆さんの健康を守るための地域医療体制の確保と存続が課題視されているところであるため、そのような現状について言及するとともに、町外医療機関などとも広域的な連携を図りつつ医療体制の確保に努めることや、今回の新型コロナウイルスの教訓をもとに、医師会とも連携した感染症対策や危機管理体制の強化についても記載をいたしております。

44ページからの第5節では、若者ワークショップや高校生アンケート結果からも公共交通の不便さについての意見があったことや、高齢化が進展する中で、高齢者や障がい者などの交通弱者に対する外出支援サービスの維持・確保が重要であるとの視点から、地域公共交通による交通空白地ゼロの継続や、公共交通に対する利用促進・利便性向上について強調をしております。

55ページからの第6節では、従来から取り組んでいる協働のまちづくりの中で、地域づくり協議会の振り返りの取り組み等の現状と方向性を記載するとともに、町民のみならず町外の方も含めた多様な方が佐用町に関わりを持つことを促し、まちの活性化や地域課題の解決につなげたいとの思いから、「地域おこし協力隊」や「関係人口の推進」、「子どもや若者など多様な主体の参画」を、新たな項目として設けて記載をしております。

72ページからの第9節では、播磨科学公園都市圏域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市



圏をはじめとする広域連携のほか、昨年の神戸市との連携協定締結や、宍粟市との税徴収強化の取組に対する連携を踏まえた市町間連携の推進についても、新たに盛り込みました。

また、国際的なトレンドも踏まえた上で、新たに 74 ページから第 10 節を設け、本町人口ビジョン・総合戦略の中でも取り入れられております SDGs の推進についての記載もいたしております。

最後に、本町では少子高齢化と若者の町外への流出による地域の担い手不足や地域活力の衰退が懸念されることから、若者の意向を把握し計画策定の参考とすべく、若者ワークショップ及び高校生アンケートを実施いたしました。その概要報告について、総合計画審議会でご頂戴したご意見とともに、計画巻末に記載をしております。

以上が後期基本計画案についての概要説明でございます。

なお、今回提案している計画案につきましては、1 月 7 日から 21 日までの間、パブリックコメントを実施をいたしましたが、特段のご意見等はございませんでした。また、2 月 8 日に開催した第 4 回総合計画審議会において、本計画案が「妥当な内容である」として答申をいただいたことを、併せてご報告を申し上げさせていただきます。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 3 号については、3 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### 日程第 9．議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 9、議案第 4 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 4 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法に基づき、辺地とその他の地域間における生活文化水準の格差是正を図るため、辺地を包括する市町村が策定する計画であり、この計画に基づいて行う公共的施設の整備に対しては、辺地対策事業債の発行という財政上の措置が認められております。

町では、これまで、公共的施設の整備に当たって、合併特例事業債や過疎対策事業債を最大限活用してまいりました。しかしながら、ご承知のとおり、合併特例事業債の発行可能枠が残りわずかになっていること、また、過疎対策事業債についても、国の地方財政計

画、発行額に限りがあり、町の要望どおりの額が確保されない可能性があるために、今後の財源確保という観点から、辺地対策事業債の活用を視野に入れるべきであると考え、このたび、辺地総合整備計画案を策定した次第でございます。

現在、佐用町には、辺地法に基づいて認定された33の辺地があり、今回策定した計画には、辺地に効果が及ぶもので、町が現時点で計画している事業を精査し、令和4年度から6年度までの3年間における、13の辺地にかかる橋梁修繕事業及び簡易水道施設更新事業を、掲載をいたしております。

具体的に申し上げますと、水道管布設替工事を大木谷、西河内の辺地において。配水池電気計装機器更新工事を宇根、皆田及び大垣内の辺地において。加圧ポンプ場電気計装機器更新工事を金子、桜山、福吉、南中山、福中、本郷、才金辺地において。各地区にある橋梁修繕工事を才金、延吉、上秋里、西新宿、水根、下石井、西大島辺地で計画をしており、3年間の総事業費は1億5,520万円で、うち、7,580万円を辺地債として申請予定であります。

辺地債も過疎債同様に、国予算に限りがあることから、町の申請どおりの金額が確保されないことも想定をされますが、計画は、町の事業計画に合わせて、来年度以降も随時更新をしていく予定であり、今後も可能な限り継続的に活用を図っていきたいというふうに考えております。

なお、上程した計画案は辺地法に基づき、県との事前協議済みであり、今後、町議会の議決をいただいて、国に正式提出をする予定であります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

副議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第4号については、3月22日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### 日程第10. 議案第5号 第2次佐用町男女共同参画推進計画の策定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第10、議案第5号、第2次佐用町男女共同参画推進計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第5号、第2次佐用町男女共同参画推進計画の策定についての提案のご説明を申し上げます。

現行の佐用町男女共同参画推進計画は、本年度末をもって計画期間が終了いたしますので、令和4年度から令和8年度までの5カ年を計画期間とする第2次佐用町男女共同参画推進計画を男女共同参画社会基本法などの法律に基づき策定をするものがございます。

つきましては、佐用町議会基本条例第8条第3号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第5号については、3月22日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### 日程第11. 議案第6号 町道路線の認定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第11、議案第6号、町道路線の認定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、町道路線の認定についてのご説明を申し上げます。

整理番号4万7032番、路線名、上ミ田線延長1,048メートルにつきましては、農道として利用されておりますが、県道などの周辺道路の改良に伴い、集落間を結ぶ生活道路としての利用頻度が増加したことによりまして、このたび、これを町道に認定しようとするものであります。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第6号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としております、議案第6号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12. 議案第7号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第12、議案第7号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、上程いただきました、佐用町課設置条例の改正についてのご説明を申し上げます。

今回の改正は、情報政策課の新設でございます。

昨年9月1日、国においては、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX、デジタル・トランスフォーメーションを推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後4年間で作り上げることを目指して、デジタル庁が設置をされました。

デジタル庁においては、自治体DXを進めるために必要となる、組織横断的に活動できる専従のDX推進担当部署を新設することを、進めております。

その理由といたしましては、自治体DXは単なるシステム導入や更新ではなく、業務プロセスや組織の姿、働き方の見直し、担当業務のシフトまでを含む大がかりな改革となることや、特定の部門や業務分担の抱える課題ではなく、自治体組織全体の改革であり、住民の皆様のニーズにお応えをし、地域社会を安定的に運営し、サービス提供を持続する責任を果たすため担当部署が必要であるということであります。

本町においても、今後の将来の佐用町を見据え、デジタル社会の実現に向け、庁内のデジタル化をはじめ、行政手続きのオンライン化等を計画的に推進すべく、専門的な部署を設置することにより、強力かつ着実に、これを進めていくため、令和4年4月1日から情報政策課を新設したいと考えております。

また、情報政策課におきましては、新たに情報推進室を新設をし、DX推進戦略、改革、システム管理を行うとともに、現在、総務課に所管しております広報室についても情報政策課へ移管をいたします。

職員の配置につきましては、現在検討中ではございますが、現在の広報室の職員を含め、課長以下8名程度の規模で調整をいたしております。

以上、ご説明をさせていただきましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） 町長の説明があったように、今回の課設置については、国のデジタル化の推進の方針が大きく関わってくると思うんですけれども、今、8人体制でやると、発足するということですが、現在、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野についてのみ導入していますけれども、今後、健康や医療、介護、教育、子供の分野も行政だけでなく民間の事業者を含めた、この情報を活用するというふうな政府の方針もありますけれども、その体制の中で、課を横断した組織体制だというふうに、今、説明もされたんですけれども、体制として、今後ずっと、ずっと事務が、新しい新設される課では増えてくると思うんですけれども、8人体制でやっていけるか。

考えられるのは、もう、体制としてやっていけない。国が示した、施政方針の中で町長も言われましたように、クラウド化ということがあって、各町で情報担当の施策を進められないところは、地域の共同化してクラウドの中でやっていくということですから、なかなか町で、本来の政策なんか立てられるような体制になるとお考えでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

金谷議員が言われていますのは、最終的にはデータ、連携基盤整備事業ということで、町内の事業者、病院、商店等含んで、そういった方が持っておられるデータを1つにまとめて、そのデータを利用した住民サービスの向上を図るというようなことだと思います。

今後につきましては、具体的な方向性というのは、今後、考えていくということなんですけれども、そういった意味での人員体制につきましては、今、考えております当面8人体制でやっていこうということでございます。

基本的には、今、他の市町では導入しているような住民サービス、電算を利用した住民サービス、そういった遅れている部分につきましては、そちらを重点的にやっていくというような方向性でございます。

ですので、今後につきましては、当然、他の課の職員の協力というものは、当然、必要になると思いますけれども、定員管理の関係から、そういうところに重点的に人数を多数、集約するという事は、ちょっと困難かと思っておりますので、今後につきましては、状況を見ながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

た。

---

日程第 13. 発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13、発議第 1 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、千種和英議員。

〔議会運営委員長 千種和英君 登壇〕

議会運営委員長（千種和英君） ただ今、上程いただきました発議第 1 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町課設置条例の一部改正により、課の再編が行われたことに伴い、本条例の第 2 条関係、別表第 1 を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、別表第 1、総務委員会の項中「総務課の所管に関する事項」の次に「情報政策課の所管に関する事項」を加えるものでございます。

ご承認賜りますようお願いし、提案の説明とさせていただきます。

副議長（小林裕和君） 提出者の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 8 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する等の条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14、議案第 8 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、佐用町特別会計条例の一部を改正する等の条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、去る1月20日の全員協議会におきまして、宅地造成事業特別会計の廃止について、ご説明申し上げたとおり、令和4年度の宅地造成事業においては、広山、茶屋の計2区画を販売するだけとなり、町内の小規模な宅地造成については、民間事業者において実施されており、人口減少が予測される中、町としての大規模な宅地造成の予定もございませんので、宅地造成事業特別会計を廃止をし、一般会計に移行させていただくものでございます。

これにより、佐用町特別会計条例第1条にございます佐用町宅地造成事業特別会計の文言を削除する一部改正を行うものでございます。

また、宅地造成事業特別会計を廃止することに伴いまして、佐用町宅地造成基金についても、一般会計の公共施設等整備基金に移行し、佐用町宅地造成基金条例を廃止するものでございます。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第8号については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第9号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第15、議案第9号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正する必要性が生じたために、今議会に上程をさせていただいたものでございます。

具体的には、老後の生活を支える年金等の受給権保護の観点から、生活費に充てられるべき年金等が返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針により、年金担保貸付事業の廃止が決定され、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了するため、必要な法制上の措置を講じるものでございます。

本条例に規定している傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を、担保に供することができるとする規定を削除するとともに、あわせて、令和4年3月31日までに貸付けの申込みがあった場合又は当該権利を担保に供し、貸付けを受けていた場合については、従前の例によることとする経過措置を設けるものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第9号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。



副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 16、議案第 10 号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、上月歴史資料館につきましては、佐用町が管理運営しておりますが、このたび令和 4 年 4 月より、効率的な運営、また、歴史文化の伝承、利用者の拡大を目指し、新たに皆田和紙保存会による指定管理施設として開設する予定でございます。

については入館料の免除及び施設の利用許可等について指定管理者が判断できるようにし、また、利用料金について指定管理者が収受できるようにするものでございます。

そこで、第 3 条を整理をして、「第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条」中「町長」や「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えます。

また、第 9 条で指定管理者が徴収するものに、入館料に加えて新たに「紙すき文化伝承館」の利用料金を加えるものでございます。

以上、提案の説明を終わらせていただきますが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17. 議案第 11 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 17、議案第 11 号、佐用町会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、内閣府から通知のあった保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき、会計年度任用職員のうち、月額報酬である保育士・放課後学童支援員の処遇改善のため、号給の上限設定を引き上げるものであります。

なお、現行収入の 3% の賃金の増額が実施要綱に定められているため、4 号給上限を引き上げる設定をしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員。

9 番（金谷英志君） 今、町長が提案説明されたように、国のコロナ克服のための公定価格の見直し等についてということで、今回の条例改正ですけれども、国のほうとしては、令和 4 年 4 月から 9 月までの間における措置ということで、令和 3 年度。2 月、3 月が令和 3 年度になりますから、その間の予算措置がどうなるのかということと、それから、9 月以降の新しい令和 4 年度になってからの予算措置は、どうなるんでしょう。全額国費ということになっていますから、その予算上の措置はどうなるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

令和 3 年度の 2 月から、この事業は実施されるわけでございますけれども、2 月、3 月の支給の分につきましては、既定の予算の中にごございますので、その中から支出をしようということでございます。

4 月以降につきましては、来年度、令和 4 年度の補正予算にて対応したいと思っております。  
以上でございます。

9 番（金谷英志君） 分かりました。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、13号給とか、短大の場合は7号給とか書いてありますけれど、賃金でいうたら、金額だったら幾らぐらいになるのかな。該当的に。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

今、現在、給料表でございますけれども、1号給でありましたら、月額14万6,100円でございます。

最高の号給で言いますと31号給、19万2,200円でございます。

3%増額しようとするすると、この月額の給料表の上限額が少ないものですから、要は、31号給を35号給まで増やすことによりまして、35号給でありましたら、月額19万8,400円ということになります。現在、31号給がマックスですので、19万2,200円が19万8,400円まで引き上げるということでございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時15分とします。

午前11時55分 休憩

午後01時14分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

ここで報告します。西岡議員より午後からの本会議を体調不良のため欠席する旨の届出が提出され、受理していますので、報告しておきます。

---

日程第 18. 議案第 12 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 18、議案第 12 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費助成制度の対象者を拡充し、他の公費負担医療制度との併用助成を行うこととするものがございます。

本町の現在の福祉医療制度では、自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等の公費負担医療の給付を受けられる場合は、これら他公費医療が優先して適用されるため、福祉医療制度では助成対象外となっておりました。

このため、場合によっては、福祉医療制度が適用された場合の一部負担金よりも高い金額をご負担いただいている場合がございます。

今回の改正により、公費負担医療助成を受けた方の助成適用後の自己負担額についても福祉医療制度の助成対象とすることにより、福祉医療制度の適用拡充を図るための改正でございます。

以上、ご承認をいただきますように、よろしく申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 12 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 19. 議案第 13 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 19、議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 13 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、主に 2 点の改正理由によるものでございます。

1 点目は、子供に係る均等割額の軽減措置の導入でございます。令和 4 年度賦課分の国民健康保険税において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児にかかる被保険者均等割額の 2 分の 1 を減額することとなっております。

令和 4 年 4 月 1 日に施行される法律及び政令の一部改正におきまして、地方税法施行令が改正されることに伴う改正でございます。

2 点目は、令和 4 年度佐用町の国民健康保険税の税率を改定するものでございます。国民健康保険税率は、平成 30 年度制度改革により、兵庫県が必要となる保険給付費等を賄うために、国民健康保険事業納付金と標準保険料率を算定し、市町は県が算定した事業納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険税率を決定する仕組みとなっております。

兵庫県国民健康保険運営方針では、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するという方針が示されており、今後、県内市町の保険料率を統一する方向で取組が進められております。

今回の改正においては、賦課総額を前年度並みに据え置くことを前提に、税率を計画的に県から示された標準保険料率に近づけていくことを主眼として税率を設定をさせていただいていただくものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 13 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20. 議案第 14 号 佐用町南光歯科保健センター条例を廃止する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 20、議案第 14 号、佐用町南光歯科保健センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町南光歯科保健センター条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

南光歯科保健センターにつきましては、合併前の旧南光町において、町内に歯科診療所がなかった時代に地域住民の歯科診療と歯科衛生を通して、健康づくりに取り組む拠点として開設をされ、運営をされてきたものであります。

平成 27 年度に開催されました佐用町南光歯科保健センター運営協議会におきまして、今後のあり方についての答申が示され、予防・啓発・指導事業に特化することが適当であり、訪問歯科診療や訪問指導などの医療が地域の医療機関で担えるように、地域包括ケアシステムの一環として推進するように努めることという総括的意見を踏まえ、ニーズや実態調査の取組を行ってまいりました。このたび、佐用郡歯科医師会との連携により、町内の歯科診療所において、訪問歯科診療の対応が可能である体制づくりができましたので、令和 4 年 3 月末をもって南光歯科保健センターを廃止することにいたしました。このため、佐用町南光歯科保健センター条例を廃止するとともに、関連する佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例と佐用町附属機関設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

改めて、長年にわたり、地域住民の歯科診療と 8020 運動など、予防・啓発・指導事業を通して、町民の健康づくりにご尽力をいただいていた新庄医師をはじめ、関係者の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） まず、1 つ目にお尋ねしたいことは、町内の歯科診療機関の状況がどのようになっているのかという点です。

私が、現在、居住しております南光地域の診療所は 1 度は訪問診療でお世話になったことがある診療所が、現在は、1 日、水曜日だけの診療になっているとか、また、そこにかかっておられた方が、他の診療所を紹介されたという、そういう状況になっております。

また、令和 3 年 3 月に出している健康さよう 21 の 18 ページで、歯科診療所数 5 施設として、県下では診療所のある順位が 40 位、こういうような状況で、佐用町は決して診療所

が多いところではありません。

そういう点で、今、申し上げましたように、診療できるところが南光地域では実質、かつて南光歯科保健センターができた当時と同じような状況になってきています。こういう実態について、どのように判断されておりますか。今回、提案されておりますので、お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

現在、佐用町内で歯科医療機関、歯科診療所は南光歯科保健センター以外では、6医療機関ございます。それで、お話がありました三河地域の医療機関につきましては、佐用郡の歯科医師会のほうから抜けられたということは聞いておりますけれども、週に1度、診療のほうは継続して続けられております。

それで、その6医療機関のうち、訪問歯科診療を対応していただけるという機関につきましては、5医療機関ということで聞いております。

その中には、三河の医療機関につきましても、以前から患者さんであったところには、依頼があれば行くというようなことで、対応させていただくというようなことは聞いております。

それから、以前からの歯科医療機関ですけれども、佐用地区の医療機関については、閉院をされているところがございます。平成30年か31年ぐらいだったと記憶しているんですけども、それ以外につきましては、私のほうの記憶では存続をされているんじゃないかなというふうに記憶しております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 実態としては、今、言われた5医療機関が、全て訪問診療ができるという実態にあるというふうに答えられたんですが、事実そうなのかどうか、もう一度確認したいんです。

その点と、先ほど、町長が提案されました内容として、平成27年度の運営協議会での、いわゆる答申ですね、それを踏まえて、役割が終わったと。だから、なくすんだという、そういう説明だったかと思えます。

南光歯科保健センターのあり方について、答申の内容なんですけれど、その時の答申の内容は、特別近年増加傾向にある配慮が必要な児童や要介護の在宅高齢者、障がい者等の歯科診療、訪問診療を保健・福祉・医療の連携のもとに、地域包括ケアの一環として進めること。また、センターによる歯科診療は、将来的に地域の歯科医療機関で担えることを目標とし、ほぼそれが達成された時に、センターの全ての診療業務は停止する。こういうふうに答申されているんですね。

それで、訪問歯科診療については、先ほど言われた5つの診療機関で担えるとする体制が十分整っているのか。予防や啓発、指導事業に特化できる、そういう状態になっている

のかどうか、そういう時期ではないのではないかと、私は思うんですけど、その点、今一度、訪問診療ができると回答されました内容について、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

健康福祉課のほうで、先ほど言いました6医療機関のほうに、照会をかけた上で、訪問診療の対応が可能かどうかということの照会をした時に、対応可能ということでご返事があったのが5医療機関ということで、中には、令和3年度に実際に訪問診療を行っておられる医療機関もございますし、患者様からご依頼があれば対応をするということで、今の現状としては、行っていないけれども、そういう依頼があれば、当然、対応しますというご返事をいただいております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 説明がありました、5、町内の医師会の方が可能であるということでございますけれども、各その人たちは、どういう格好で輪番制というのか、順番にでもやってんか、そこらへんについて、それから、また、そういう自分が来れない人は、自分とこの医師会、その病院から車を出して送り迎えとか、そういうようなことも含まれているんでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

かかりつけのお医者さんで、これまで、そちらのほうの歯医者さんにかかられていて、どうしても往診といいますか、自宅のほうに訪問診療を希望されるという方では、場合によろしく思いますが、直接、医療機関のほうにご連絡をされる方もあります。

それ以外の方でありましたら、町のほうに歯科衛生士がおりますので、歯科衛生士のほうにお声がけをいただきましたら、佐用郡医師会のほうに、連携を取っておりますので、ご連絡をさせていただいて、それで、郡の歯科医師会の病院のほうから訪問していただくというような形態を取ろうというふうに思っております。

それから、往診といいますか、診療する時に歯医者へ行く場合の車の手配のことでございますけれども、そちらにつきましても、患者様のほうで、例えば、さよさよサービスがありますとか、タクシー利用助成を使っていただくなどしていただいて、受診のほうをお願いしたいなというふうに思っております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。



〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） ここ数年、2、3年のうちで、実際の歯科保健センターの利用者の件数、あるいは人数。

それと、これは予算の関係になるんです、今年度の予算で新規主要事業等説明の6ページに、在宅訪問歯科診療助成というのが、新たに上がっているんです。これは、いわゆる保健センターの廃止に伴い補完されるべき予算と考えていいんですか。これ、実際、予算の時に聞いたらいいいんですけども、ちょっと関連があると思って質問します。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） まず、訪問歯科診療の南光歯科保健センターの実績でございますけれども、今年度は1件のみでございます。

令和2年度は患者さん、実人数2人で、訪問を10日間。

令和元年度につきましては、実人数3人で、訪問12日間。

平成30年度は、実人数6人で、訪問20日間という実績でございます。

それから、新たな、郡医師会へ補助をしようということで、予算計上をさせていただいているんですけれども、新規の訪問歯科診療の患者さんお一人に対して、1回2万円。新規の患者さんに対して、訪問の診療後の完了までを継続して診療と指導をしていただくということで、患者さん1人について2万円の助成ということで、令和4年度につきましては、予算計上のほうをさせていただいております。

先ほど、言いましたように、実人数としては、平均5名程度でございますけれども、予算としては、15人分の予算で30万円ということで計上させていただいております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 以上の、近年の利用状況、あるいは、それに代わる新しい十分カバーできる予算ができているということも含めて、今回、廃止に踏み切ったと、こう理解してよろしいんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） そのとおりでございます。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 訪問診療を平成 30 年度から南光歯科保健センターで業務としてやられているんですけど、運営協議会の答申の中で、先ほど、私、質問した中で、いわゆる在宅高齢者などの関係。それから、あわせて障がい者の方の診療とか、なかなか一般の歯医者さんでは、医療機関ではできない、そういう分野について、一般診療として、もうそれはしないんだということで、方針転換されて、近年来ているんですけど、そういった点は、運営協議会の答申では、一般診療で、なかなか業務としてできない分野の方に対しては、歯科保健センターの役割は重要だということの指摘があるんです。

その点は、廃止をする上で、現在の状況として、町民の皆さんの、そういった方々に対する対応は、町としてできているんでしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 障がいをお持ちの方で、どうしても家から出られなくて、在宅での歯科診療を希望するという方については、現在のところ、役場のほうに、そういうご希望のほうが届いておりません。

多分、実態といたしましては、ご自分で歯科医療機関を利用されて、治療をされているか、あるいは、障がい者の通所の施設がございますので、そちらのほうの嘱託の医師等の指導によって、口腔ケアとかというものを受けられているのではないかなというふうに想像をしておるんですけども、先ほど、言いましたように、訪問してほしいということが、こちらのほうに届いていないので、そういうことであろうかなというふうに思っております。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） ほな、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 障がい者の方の希望がないんだと。町に届いていない。

かつて、南光歯科保健センターを利用されていた方が、平成 30 年度の訪問診療をするという事態の時に、お宅は、このセンターを利用できませんということで、葉書が来て、もう利用できないんだということで、切られているんですね。

だから、その家族さんは、歯科保健センターがよかったけど、ほかのどこへ行けと言われていたから、大変やけどということで、残念ですが、その方、現在、当事者は亡くなりました。そういう例もあるんですね。

だから、センターでやらなければならない仕事を、町が切ったから、行政のほうに希望

がないというのは、希望が出ないようにしたんじゃないですか。実態としてはそうですよ。

だから、歯科保健センターの役割を、ちゃんと答申では、一般診療に、なかなか行けない人は、ちゃんと診なさいよという答申そのものについて、行政は役割を果たしていないんです。実際、そうなんですからね。希望がないんだと。それは、酷いと思いますね。

実際、だから、役割としては、まだ、必要なんですね。なのに、今、高齢者の、そういう実態として件数がないから、この際、医療分野を切っていく、そういうやり方は、あかんよ。それは、町民の人、誰も歓迎していないです。

何かありますか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうご意見ですけども、南光歯科保健センターを訪問診療に特化していくという段階で、一般診療を、その答申に基づいて終了をすると。その時点で、そこで、一般通所、診療所に通って来られた方に対して、もうここでは診療所での診療は終了しましたという、ほかの診療所に紹介しますとか、行って診療を受けてくださいという通知はしておりますけど、平岡議員、ちょっと、勘違いしておってんじゃないですか。

訪問診療については、継続してやってきたわけです。

ただ、訪問診療については、やはり、どうしたって、歯科医院、診療所での整った設備の中での診療は、なかなかできません。だから、そういう中で、やはり、ほとんどの診療所に来られる方は、自分では来れなくても、ご家族の方が送り迎えをしたりしながら、また、施設においては、それぞれの施設に、そうした嘱託医の先生がいらっしゃいます。そういう中で、診療なり、指導も受けられてきているわけです。

ですから、町が、そういう診療所、診療において、訪問診療までできませんというようなことを言ったことはありませんので、そこは、よく認識して、確認をしていただきたいと思います。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） ほな、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターの、その廃止していく、その大きな要因の1つとして、いわゆる行政改革の一環だということなんですね。

歯科保健センターを廃止することによって、町の財政、いわゆる、そういう診療所があることによって、町は交付税というのを算入されますよね。そういった点は、具体的に廃止することによって、影響は、どのようになりますか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、この南光歯科保健センターの、そういう運営、今後等につい

て、行政改革の一環だということを言ったことは一度もありません。

当然、平岡議員も十分御存じのように、このセンターの運営においては、国民健康保険診療所として、この交付税が、ここだけというわけじゃないですけども、算定基準の中で算定されて、交付を受けているというふうに思っております。

ですから、財政的には、歯科保健センターを運営するのにおいて、そんなに、これが廃止をしたから財政がよくなると、それに財政の支出が軽減されるというものではなくって、そうした交付税も減額されるだろうということ、このことは十分分かって、理解して、中で、やはり歯科センターの今後の、これまでのあり方、町内の歯科診療体制の状況、これを踏まえて、こうした今回、訪問についても、町内の歯科の先生方が協力をしていただいて、そして体制をつくっていただくと、こういうことを、町としては、推進することが、そして、町民の皆さんのニーズに応えられることだということで、今回、こうして長年議論しながら、今回の条例の改正に提案をさせていただいたと。これまで、何度も、このことは議論をしてきましたし、同じことを、ずっと平岡議員からもお聞きしてきました。

しかし、町としては、そういうことを踏まえて、総合的に、今回の廃止条例を提案をさせていただいておりますので、なかなかご理解はいただけないかもしれませんが、それ以上、私が申し上げることはありません。

副議長（小林裕和君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 佐用町南光歯科保健センター条例の廃止に対して、反対の立場で討論を行います。

南光歯科保健センターは、旧南光町で治療と予防を一体的に行うとともに、一般の歯科医院にかかりにくい障がい者の方やお年寄りを対象に治療活動を行って、80歳になっても20本以上の自分の歯を持つ8020運動発祥の地として、全国から注目を集めました。

同センターをモデルにして、国の補助金制度もできて、60か所以上に南光歯科保健センターのような施設が整備されてきています。

合併後、歯科保健センターのスタッフは、旧町時よりも減員されたままで、多くの住民を対象に歯科保健活動を行ってきました。

そして、平成30年度からは訪問診療のみに、活動内容が変更されています。

憲法25条は、すべての国民が、健康で文化的な生活ができるようにする責任が行政にあると明記しております。

歯科保健センター事業は、住民一人一人に責任を負い、寄り添うという考えのもとで進められてきたもので、これからも大切な行政の仕事だと思います。

南光地域の住民の方からは、歯科保健センターの訪問診療で家族がお世話になったと、感謝の言葉が聞かれます。おっしゃっている方自身も高齢者になり、よいことは続けてほしいと語っておられます。定期的な検診と早めの治療で、自分の歯を一生保つことができます。介護施設や福祉施設入所者、歯科のない病院の入院患者の歯科診療、積極的な口腔内健康づくりや食育にも関与することは、時間的にも経費的にも大変です。公的な医療機関でこそ取り組むべき分野で、民業の圧迫にならないと思います。

行政の責務として診療行為が可能な体制を確保するために、南光歯科保健センター業務は継続することが必要であり、廃止には反対です。

副議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） この議案に賛成の立場で討論します。

ここにいらっしゃっているんですけども、本当に新庄先生、本当にこう、長年御苦労さまでした。

先ほど来の質疑、あるいは、これまでの定例会の中で、平岡議員との議論、あるいは、全協での説明、十分されてきました。

先ほど、聞いた中では、利用者さんも、だんだん減ってきているということ。

それと、今議会には、新たな在宅訪問歯科診療助成という、そういう事業にも取り組んでおられます。ということは、どう考えても住民のニーズが、どんどん変わってきたと。そういう中で、新庄先生が提唱された 8020 運動にしても、この後期総合計画の中にも、生涯を通じた 8020 運動の新たな展開ということで、ちょっと、読ませてもらいますけど、『歯科医師会や関係機関との連携により、乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した歯及び口腔の健康づくりを推進します。また、「8020 運動」に加え「オーラルフレイル」対策を講じ健康寿命の延伸を図ります』と、総合計画にまで、新庄先生の思想というんですか、それはもう取り込まれて、十分こう、これからも浸透していくということで、歯科保健センターの役目は十分果たされたと思います。

町としても、決して見捨てたわけじゃない。新たな展開として取り組んだということを理解しまして、今回は、この条例の廃止に賛成します。

副議長（小林裕和君） ほかに討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 21. 議案第 15 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 21、議案第 15 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第15号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町では、にしはりま環境事務組合との協議により、事業に伴い大量に発生する道路のり面の草木等処理困難物を分担して処理しており、町が処理業者に委託して実施をしております。

現在は、草木等の処理手数料を、本条例の別表において埋立ごみと同様に10キロ当たり100円と規定をしております。

しかしながら、町が委託業者に支払う費用が、手数料と比べて高額となっており、従来、この差額については町が負担をしてまいりました。

今年度におきましては、排出事業者との協議により、差額分を実費徴収金として納付していただくことといたしました。

来年度以降におきましては、処理に要する費用の実費相当額全額を手数料として徴収するために本条例を改正しようとするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 埋立てする場合は、実費相当額をとということなんでございますけれど、それは、その時、その時、やっぱり中身が違ってきますので、その量り方いうのか、その出し方いうのは、どういうふうな格好でされるん。

[住民課長 挙手]

副議長（小林裕和君） 山田住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 今回、改正をさせていただく分につきましては、埋立てということではなくて、道路のり面の基本的に刈草でございまして、もともとの規定しております現行の条例で、その他という部分で規定しておりますのが、平成29年の3月議会におきまして、この条例を改正して、このその他というのが、姫鳥線の業者が刈った草ということで規定をしております。

これにつきましては、処分につきましては、ライフオス株式会社、毎年度、委託契約をしております。例えば、刈草ですと、単価を1トンで税込みで1万9,800円と言う状況でございます。ですから、実際、刈草につきましては、今年度から廃棄物の運搬業者がライフオスに持ち込みまして、ライフオスで計量をして、その計量した重量に応じて、町がライフオスには委託料を支払い、町としては、来年度からは、その全額実費を手数料として徴収するという形にするということでございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 22. 議案第 16 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 23. 議案第 17 号 佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第 24. 議案第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 22 に入ります。日程第 22 から日程第 24 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第 22、議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、及び、日程第 23、議案第 17 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第 24、議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例。議案第 17 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例。議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、去る 1 月 20 日の全員協議会におきまして、ご説明申し上げましたとおり、著しい人口減少など、町営住宅をとりまく社会環境の変化に伴い、入居資格要件を緩和することで、住宅困窮者に対して少しでも入居しやすい町営住宅となるようにするものでございます。

町営住宅駐車場使用料につきましては、定住促進住宅等との整合性を図るために、町営住宅条例等の一部を改正するものでございます。

まず、入居時の所得要件の緩和でございますが、兵庫県営住宅の所得要件に合わせて、合計年齢が 80 歳未満の若年夫婦と母子・父子世帯を、21 万 4,000 円以下の区分に新たに追加し、兵庫県営住宅の上限額まで引き上げるものでございます。

また、新婚世帯の定義を「婚姻の届出の日から 1 年以内である場合」としておりましたが、「婚姻の届出の日から 2 年以内である場合」に改正をいたします。

次に、町営住宅の駐車場使用料の受け入れ科目の変更でございますが、現在、町営住宅の駐車場使用料を「土地建物貸付収入」において、受け入れをしておりますが、町営住宅条例及び町営特定公共賃貸住宅条例に使用料として計上し、住宅使用料と同様に、住宅駐車場使用料として、受け入れることとするものでございます。

既に、定住促進住宅の駐車場使用料については、条例制定時から定住促進住宅駐車場使用料として受け入れております。これにあわせて、佐用町営定住促進住宅条例において、駐車場管理の詳細を追加することといたします。

以上、ご説明をさせていただきました。ご承認を賜りますように、よろしく、お願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしています、議案第 16 号から議案第 18 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第 16 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 66 条の 4 項、正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないときとありますけれど、これは、その住宅の自治会長が、そういう確認するんですか。それとも、商工観光課の職員が行って、15 日とかってチェックしよんかな。これはどんなん。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） それは、そういう事態がありましたら、当然、職員のほうが現場へ行って確認をさせていただくというのが原則となると思います。実際も、そうさせていただいております。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。



これより議案第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 前の説明で、自動車の子供が 3 人、4 人おって、置きたいけれど、本人と、それから、家族の分と 1 台、2 台と。そして、3 台以降は、町の駐車場で処理してくださいと、こういうふうに言われたと思いますけれど、仮に、それが駐車場が空いておって、3 人の人、置かせてくれるかっていった折、そういうようなのは、やっぱりあかんといいことで、置かせないということですね。それ、確認やけど。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 必ず、何台しか駄目という取り決めをしているわけではございませんが、できるだけ入居者の方、皆さん、平等にお使いいただきたいという、そういった条件の上で、判断をさせていただきたいと思いますので、例えば、ずっと長年、余り余っている駐車場をどうするんだという場合と、ほとんど、ずっと、埋まっているんだという駐車場の時とは、おのずと、個々具体の例によって、判断も違ってまいりますが、基本的には、2 台目からも、ちゃんと申請をしていただいて、駐車場が余っておれば、きちっと手続きを踏んだん上で、料金をお支払いいただいて、お使いいただくということになっておりますので、後は、その各住宅団地の状況を踏まえて、できるだけ、私どもとしては、各入居者の方に公平に使っていただきたいという観点から判断をさせていただきたいというふうに考えております。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 25. 議案第 19 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 25、議案第 19 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町多子世帯保育料軽減事業実施要綱の全部を改正し、佐用町ひょうご保育料軽減事業実施要綱を定めることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めた、この条例の関係する規定を整理するため、一部を改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 26. 議案第 20 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について  
日程第 27. 議案第 21 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 28. 議案第 22 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 29. 議案第 23 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 30. 議案第 24 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 31. 議案第 25 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 32. 議案第 26 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 33. 議案第 27 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 34. 議案第 28 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 35. 議案第 29 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 36. 議案第 30 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 26 に入ります。  
日程第 26 から日程第 36 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 26、議案第 20 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）についてから、日程第 36、議案第 30 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号から議案第 30 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 20 号、佐用町一般会計補正予算（第 9 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 4,660 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 130 億 4,542 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、6,528 万円の増額でございます。うち、町民税は 2,946 万 3,000 円の増額。固定資産税は 2,500 万円の増額。軽自動車税は 398 万 6,000 円の増額。町たばこ税は 724 万 3,000 円の増額。入湯税は 41 万 2,000 円の減額で、それぞれ収入見込みによるものでございます。

地方特例交付金につきましては、6,300 万円の減額であります。

地方交付税につきましては、2 億 415 万 3,000 円の増額で、昨年 11 月に閣議決定をされた国の経済対策に基づき、普通交付税額が増額されたものでございます。

分担金及び負担金につきましては、198 万 1,000 円の減額。うち、分担金は 5 万円の減額、負担金は 193 万 1,000 円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、235 万 6,000 円の減額でございます。うち、使用料は 208 万 5,000 円の減額、手数料は 27 万 1,000 円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、706 万 3,000 円の減額で、うち、国庫負担金は 18 万 3,000 円の減額、国庫補助金は 688 万円の減額でございます。

県支出金につきましては、1 億 1,221 万円の減額であります。うち、県負担金は 148 万 5,000 円の減額、県補助金は 9,392 万円の減額、委託金は 1,680 万 5,000 円の減額であります。

財産収入につきましては、63 万 4,000 円の増額であります。うち、財産運用収入は 272 万 5,000 円の減額、財産売払収入は 335 万 9,000 円の増額であります。

寄附金につきましては、227 万 5,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、4,413 万 4,000 円の減額であります。うち、特別会計繰入金は、6 万 4,000 円の減額。基金繰入金は 4,407 万円の減額で、財政調整基金繰入金は 3,011 万 1,000 円の減額、災害復興基金繰入金は、1,395 万 9,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入で 1,422 万 4,000 円の増額であります。

町債につきましては、4 億 242 万 9,000 円の減額。臨時財政対策債におきまして、令和 3 年度の借入予定分 3 億 3,702 万 9,000 円を皆減し、その他は各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、4,573 万 7,000 円の減額です。うち、総務管理費は 2,575 万 7,000 円の減額で、地方創生臨時交付金事業の精査によるものが、主なものでございます。徴税費は 250 万 5,000 円の減額。戸籍住民登録費は 398 万 7,000 円の増額。選挙費は 2,130 万 8,000 円の減額。統計調査費は 15 万 4,000 円の減額であります。

民生費につきましては、1 億 5,332 万 8,000 円の減額です。うち、社会福祉費は 9,464 万 5,000 円の減額。児童福祉費は 5,868 万 3,000 円の減額でございます。

衛生費につきましては、9,535 万 8,000 円の減額であります。うち、保健衛生費は 6,968 万 8,000 円。清掃費は 2,567 万円の減額で、ともに事業の精査によるものでございます。

農林水産業費につきましては、8,559万9,000円の減額です。うち、農業費は4,811万8,000円、林業費は3,748万1,000円の減額となっております。

商工費につきましては、55万9,000円の増額であります。

土木費につきましては、7,063万3,000円の減額であります。うち、土木管理費は4,961万円の減額。道路橋梁費は4,572万1,000円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みにより減額をいたしております。都市計画費は41万9,000円の減額。下水道費は2,391万1,000円の増額、住宅費は120万6,000円の増額でございます。

消防費につきましては、1,891万7,000円の減額。

教育費につきましては、1億1,167万5,000円の減額でございます。うち、教育総務費は323万3,000円の減額、小学校費は4,064万円の減額、中学校費は2,443万2,000円の減額、社会教育費は6,472万7,000円の減額であります。保健体育費は2,135万7,000円の増額でございます。

公債費につきましては、3,700万円の増額。繰上償還の財源として、元金を増額しております。

諸支出金につきましては、1億9,708万1,000円の増額であります。うち、公営企業費は88万7,000円の減額。基金費は1億9,796万8,000円の増額で、先ほど歳入でご説明をさせていただきました普通交付税の増額分について、令和4年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の経済対策の財源とするため、災害復興基金に2億円を任意積立しております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。

学校等における感染症対策等支援事業720万円、防災行政無線役場統制局設備更新事業550万円、転入手続きワンストップ化に係る住基システム改修事業418万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業4,880万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業96万円、社会資本整備事業600万円、道路メンテナンス事業2,440万円、緊急浚渫推進事業300万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の追加、変更につきましては、第3表、地方債補正によって、説明をさせていただきます。

地方債の追加は、社会体育施設整備事業2,500万円でございます。旧佐用保育園跡地の「いこいの広場」の改修事業におきまして、事業費を精査した上で、起債計画の目的を児童公園整備事業から社会体育施設整備事業に変更したものでございます。

地方債の変更は、情報通信基盤整備事業におきまして、事業量の増加によって、限度額を2,780万円に改めます。

過疎地域自立促進事業は、追加認定により、限度額を1億8,150万円に改めております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,018万3,000円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、80万2,000円の減額で、新型コロナウイルス感染対策に伴う収入減等による保険税の減免分でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金48万円の増額で、先ほどの新型コロナウイルス感染対策に伴う保険税の減免に対する国の財政支援分でございます。

県支出金につきましては、県補助金 4,032 万 2,000 円の増額で、普通交付金の実績見込みによる増額と、新型コロナウイルス感染対策に伴う保険税の減免に対する特別交付金による財政支援分でございます。

繰入金につきましては、55 万 1,000 円の減額で、財政調整基金繰入金の減額であります。

諸収入につきましては、105 万 1,000 円の増額で、一般被保険者返納金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

保険給付費につきましては、4,000 万円の増額であります。療養諸費の増額に備えて増額するものであります。

諸支出金は、50 万円の増額で、保険給付費等交付金返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 22 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 486 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,559 万 1,000 円に改めるものであります。

それでは、歳入から説明をいたします。

県広域連合支出金については、県広域連合補助金 6 万 3,000 円の減額であります。

繰入金につきましては、他会計繰入金 479 万 8,000 円の減額であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

保健事業費は、80 万 1,000 円の減額、健康診査委託料等の減額であります。

後期高齢者医療広域連合納付金については、406 万円の減額で保険基盤安定制度負担金及び広域連合共通経費分賦金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 23 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,268 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 4,331 万 3,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 30 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 490 万 7,000 円に改めるものであります。

まず、歳入であります。国庫支出金につきましては、1,821 万 2,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金は 577 万 9,000 円の減額で、介護給付費負担分の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金は、1,243 万 3,000 円の減額であります。

支払基金交付金につきましては、1,006 万 8,000 円の減額。

県支出金につきましては、675 万 8,000 円の減額でございます。うち、県負担金は 605 万 2,000 円の減額。県補助金は 70 万 6,000 円の減額で、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものであります。

財産収入につきましては、財産運用収入 1,000 円の増額。

繰入金につきましては、764 万 8,000 円の減額で、うち、一般会計繰入金は 792 万 9,000 円の減額、基金繰入金は 28 万 1,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、230 万 6,000 円の減額であります。うち、総務管理費は 162 万 9,000 円の減額であります。介護認定審査会費は 52 万 5,000 円の減額で、認定審査委員報酬など、実績見込みに基づく減額であります。運営協議会費は 15 万 2,000 円の減額で、委員報酬の実績見込みに基づく減額であります。

保険給付費につきましては、3,640 万円の減額であります。うち、介護サービス等諸費は 2,480 万円の減額。介護予防サービス等諸費は 460 万円の減額。特定入所者介護サービス等費は 700 万円の減額で、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、398 万円の減額で、うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 100 万円の増額。一般介護予防事業費は 189 万円の減額。包括的支援事業費は 9 万円の減額。任意事業費は 300 万円の減額で、地域支援事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、1,000 円の増額であります。

続きまして、サービス事業勘定について、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。サービス収入につきましては、予防給付費収入 30 万円の減額で、介護予防サービス計画費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出であります。サービス事業費につきましては、23 万 6,000 円の減額であります。うち、居宅サービス事業費は 13 万 7,000 円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費は 9 万 9,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金 6 万 4,000 円の減額でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 24 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 3,277 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 1,449 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

一般会計繰入金は、精算見込みにより 4,787 万円を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 400 万円の減額で、国県道の改良工事に伴う水道管移設補償費でございます。

町債につきましては、8,090 万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございます。簡易水道事業費につきましては、1 億 3,277 万円を減額いたしております。うち、管理費におきましては 5,349 万 6,000 円の減額で、主なものは消費税の納付額確定のほか、水道施設の管理委託料及び水道設備等整備工事等の精算見込みによるものでございます。建設改良費につきましては 7,927 万 4,000 円の減額で、工事請負費、委託料の精算見込みによるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 25 号、令和 3 年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,106 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,854 万 4,000 円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 627 万 4,000 円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、精算見込みにより一般会計繰入金 2,391 万 1,000 円の増額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入で 1,269 万 7,000 円の減額で、県道改良工事に伴う下水道管移設補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道事業債 1,600 万円の減額で、本年度対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費のうち、事業費 1,106 万円の減額で、委託料 909 万 1,000 円の減額、工事請負費 96 万 9,000 円の減額、土地購入費 100 万円の減額でございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、公共下水道事業費の工事請負費として、佐用浄化センターの前処理施設建設工事1件をあわせて2億6,345万円を地方自治法第213条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号、令和3年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ782万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,658万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金775万2,000円を減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入7万円の減額で、事務手数料の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、浄化槽管理費782万2,000円の減額で、修繕料、管理委託料の精算見込みによるものと、消費税の納付額確定によるものでございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第27号、令和3年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第2号）の提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ473万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億174万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

使用料及び手数料につきましては、使用料277万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症によるグループロジの利用者減によるものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入1万6,000円の減額で、整備基金預金利子の減額であります。

繰入金につきましては、177万4,000円の増額で、一般会計繰入金の増額であります。

諸収入につきましては、雑入371万9,000円の減額であります。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、社会教育費472万円の減額であります。新型コロナウイルス感染症による利用者減による、光熱水費の減額、委託料の減額、寝具等レンタル料の減額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費1万6,000円の減額であります。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第28号、令和3年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,705万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億26万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入2,400万円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策のための利用者数の制限、大浴場の休止、宴会の規制などによる、著しい利用者の減少によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金695万円の増額で、事業収入の減少に伴うものでございます。

次に、歳出についてでございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費1,705万円の減額であります。



新型コロナウイルス感染症対策のため利用者数の減少による、賄材料費や光熱水費、清掃業務委託料やアルバイト謝金の減額が主なものであります。

今回の補正は、2月、3月分については、見込額での試算であるため、今後、さらに増減が生ずる場合もございますので、ご理解のほど、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第29号、令和3年度佐用町石井財産区特別会計補正予算（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ218万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ666万2,000円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

諸収入につきまして、雑入218万2,000円の増額で、間伐事業の清算金と町からの間伐事業補助金によるものでございます。

次に、歳出でございますが、予備費につきまして、218万2,000円の増額をしております。

以上で、石井財産区特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第30号、令和3年度佐用町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、令和3年度事業計画の見直しと建設改良工事の精算見込みによるものでございます。

その中身につきまして、説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益を90万円減額し、水道事業収益の総額を1億9,863万8,000円に、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を298万7,000円の増額、第2項、営業外費用を84万円増額し、水道事業費用の総額を2億3,939万1,000円に改めるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入、第1項、企業債を4,620万円減額、第3項の他会計負担金を300万円減額、第5項、他会計補助金を1万3,000円増額し、資本的収入の総額を2億6,770万4,000円に改めるものであります。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を3,893万8,000円減額し、資本的支出の総額を3億2,089万2,000円に改めるものであります。

最後に、第5条、他会計からの補助金については、各項目につきまして実績見込みによって補正をさせていただいております。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

以上、議案第20号から議案第30号までの各会計の補正予算につきまして、説明をさせていただきましたが、それぞれご審議の上、ご承認をりますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第20号から議案第30号までについては、3月22日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を2時50分とします。

午後02時35分 休憩

午後02時50分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

- 
- 日程第37. 議案第31号 令和4年度佐用町一般会計予算案について  
日程第38. 議案第32号 令和4年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について  
日程第39. 議案第33号 令和4年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について  
日程第40. 議案第34号 令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について  
日程第41. 議案第35号 令和4年度佐用町介護保険特別会計予算案について  
日程第42. 議案第36号 令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について  
日程第43. 議案第37号 令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について  
日程第44. 議案第38号 令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について  
日程第45. 議案第39号 令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について  
日程第46. 議案第40号 令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について  
日程第47. 議案第41号 令和4年度佐用町石井財産区特別会計予算案について  
日程第48. 議案第42号 令和4年度佐用町水道事業会計予算案について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第37に入ります。  
日程第37から日程第48までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第37、議案第31号、令和4年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第48、議案第42号、令和4年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第31号から議案第42号、令和4年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算の提案の説明をさせていただきます。  
まず、議案第31号、令和4年度佐用町一般会計予算の提案をご説明をいたします。  
予算第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ119億2,493万1,000円、対前年度比2億9,159万9,000円の減額でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

町税につきましては、町民税をはじめとする5つの項の合計で19億2,871万5,000円を計上いたしております。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示されました令和4年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする3つの項の合計で1億7,812万5,000円を計上いたしております。

利子割交付金は、118万1,000円。

配当割交付金は、1,017万円。

株式譲渡所得割交付金は、861万円。

法人事業税交付金は、1,021万円でございます。

地方消費税交付金は、3億7,270万円でございます。うち、社会保障財源化分は2億329万円で、税率引き上げ分であります。

ゴルフ場利用税交付金は、4,564万円でございます。

環境性能割交付金は、1,236万円でございます。

地方特例交付金は、560万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、60億5,833万2,000円で、うち、普通交付税55億5,833万2,000円、特別交付税5億円を計上いたしております。国が示す、令和4年度地方財政対策では、地方交付税総額は18兆538億円、対前年度比3.5%増を見込んでおり、普通交付税は、令和3年度当初決定額と比べて、約7,800万円の増額を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は、350万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金・負担金の合計で4,547万1,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料・手数料の合計で2億3,776万8,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする3つの項の合計で6億8,009万7,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする3つの項の合計で9億4,860万2,000円を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入・財産売払収入の合計で5,741万円でございます。

寄附金につきましては、3,000万2,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で2億3,927万7,000円を計上しております。

繰越金につきましては、1,000円を計上であります。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする5つの項の合計で2億2,732万6,000円を計上しております。

町債につきましては、8億2,383万4,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、まず、議会費につきましては、1億1,331万5,000円を計上しております。

総務費につきましては、15億4,528万9,000円を計上しております。うち、総務管理費が12億2,773万円。主なものとしては、地方創生臨時交付金事業に4,106万6,000円を計上し、大学生等通学定期券購入助成金1,000万円、多媒体配信システム設定委託料1,266万5,000円などを計上しております。

徴税费は1億6,244万9,000円。戸籍住民登録費は9,588万9,000円。選挙費は5,232

万円。町議会議員選挙、参議院議員選挙などの経費を計上しております。統計調査費は 595 万 9,000 円。監査委員費は 94 万 2,000 円でございます。

次に、民生費につきましては、31 億 6,441 万 9,000 円を計上しております。うち、社会福祉費は 22 億 8,568 万 4,000 円、主なものといたしまして、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 1 億 7,066 万円、介護保険特別会計繰出金 4 億 6,314 万円、外出支援サービス事業委託料 1,400 万円、地域介護拠点整備費補助金 6,542 万 9,000 円、障害福祉サービス費 5 億 1,946 万 8,000 円などを計上しております。児童福祉費は 8 億 7,256 万 6,000 円で、主なものといたしまして、保育園の運営に 5 億 1,393 万円、子育て支援センターの運営に 2,239 万 2,000 円などがございます。国民年金事務取扱費は 586 万 9,000 円。災害救助費は 30 万円でございます。

次に、衛生費につきましては、13 億 2,005 万 8,000 円を計上し、うち、保健衛生費は 7 億 7,288 万 9,000 円、主なものといたしましては、救急医療等確保対策助成金 750 万円、郡病院群輪番制運営事業補助金 2,445 万 5,000 円、簡易水道事業特別会計繰出金 1 億 7,828 万 4,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料 1,254 万 1,000 円、生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 3,703 万 7,000 円などがございます。清掃費は 5 億 4,716 万 9,000 円で、主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金 2 億 7,231 万 2,000 円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、10 億 8,458 万 2,000 円を計上しております。うち、農業費は 9 億 1,153 万 5,000 円、主なものといたしましては、農作物特産定着化対策費補助金 1,710 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,524 万 7,000 円、農業の担い手確保補助金 3,255 万円、地籍調査にかかる測量調査設計委託料 2 億 5,000 万円などがございます。農地の保全については、町単独土地改良事業補助金 2,500 万円。また、多面的機能支払事業負担金は 9,300 万円で、農地の維持・管理に取り組んでまいります。林業費は 1 億 7,304 万 7,000 円で、主なものといたしましては、町有林化促進にかかる土地購入費 3,000 万円、町単独造林事業補助金 3,700 万円、鹿などの有害鳥獣駆除対策についても継続して取り組んでまいります。

次に、商工費につきましては、2 億 1,260 万 1,000 円を計上いたしております。主なものといたしましては、ビジネスプランコンテスト委託料 220 万円、町商工会助成金 2,545 万円、平福観光拠点駐車場整備にかかる土地購入費 3,528 万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 3,976 万 8,000 円などがございます。

次に、土木費につきましては、12 億 1,948 万 3,000 円を計上しております。うち、土木管理費は 1 億 4,493 万 3,000 円、主なものといたしましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金 8,300 万円を計上しております。道路橋梁費は 4 億 8,276 万 1,000 円。道路維持に 2 億 1,919 万円、道路新設改良に 5,483 万 5,000 円などがございます。河川費は 4,860 万 5,000 円。都市計画費は 2,232 万 8,000 円。下水道費が 4 億 5,419 万 9,000 円。住宅費は 6,665 万 7,000 円でございます。

次に、消防費につきましては、5 億 4,822 万 7,000 円を計上しております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金 4 億 1,419 万 5,000 円。非常備消防では、消防団の車両 1 台の車両購入費 1,320 万円を計上しております。

次に、教育費につきましては、9 億 2,384 万 6,000 円を計上しております。うち、教育総務費は 1 億 9,209 万円。小学校費が 1 億 4,586 万 2,000 円。中学校費は 9,943 万 4,000 円。社会教育費が 2 億 2,215 万 8,000 円。保健体育費は 2 億 6,430 万 2,000 円を計上しております。

公債費につきましては、16 億 5,289 万 8,000 円を計上しております。元金償還金は、繰上償還を 8,000 万円含め 16 億 355 万 7,000 円、利子償還金 4,931 万 1,000 円ございま

す。

諸支出金につきましては、1億3,021万3,000円を計上しております。うち、公営企業費は6,663万8,000円。基金費は6,357万5,000円。一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000万円で、毎年同額の計上でございます。

続きまして、予算第2条の債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によりまして説明をさせていただきます。

まず、中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、令和5年度から令和7年度まで600万円。

上月歴史資料館指定管理委託につきましては、令和5年度から令和7年度まで434万1,000円。

それぞれ、地方自治法第214条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条、地方債につきまして、7ページ、8ページの、第3表の地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で8億2,383万4,000円を計上して、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、議案の第4条、一時借入金につきまして、説明をさせていただきます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を30億円と定めるものでございます。

最後に、議案の第5条、歳出予算の流用につきまして、説明をさせていただきます。

地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和4年度の一般会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第32号、令和4年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算について、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,708万円と定めるものであります。

まず、歳入から説明をいたします。

財産収入につきましては、財産運用収入3,648万2,000円で、町有地であります申山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付けておりますので、その用地賃貸料の合計が1,148万2,000円。また、組合への出資に対する配当金として2,500万円を予定しております。

繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金として1,000円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入4,059万7,000円で、組合へ貸し付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金7,707万9,000円で、一般会計への繰出金でございます。うち、4,000万8,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000円の名目予算となっております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ21億1,922万8,000円といたしております。

まず、歳入から説明をいたしますが、国民健康保険税につきましては、3億3,367万6,000円を計上しております。うち、一般被保険者国民健康保険税は3億3,345万4,000円、退

職被保険者国民健康保険税は 22 万 2,000 円を計上しております。

一部負担金につきましては、2,000 円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料 15 万円でございます。

国庫支出金につきましては、1,000 円の名目予算であります。

県支出金につきましては、県補助金として保険給付費等交付金 16 億 763 万 8,000 円を計上しております。

財産収入につきましては、6 万 4,000 円で財産運用収入であります。

繰入金につきましては、1 億 7,572 万 7,000 円を計上して、うち、他会計繰入金として、一般会計から 1 億 7,066 万円の繰入れを計上して、基金繰入金は 506 万 7,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、1,000 円の名目の予算であります。

諸収入につきましては、196 万 9,000 円を計上、うち、延滞金、加算金及び過料は 105 万円、受託事業収入は 1,000 円、雑入は 91 万 8,000 円でございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、3,281 万 4,000 円を計上。うち、総務管理費は人件費・事務費等で 3,109 万 7,000 円、徴税費は国民健康保険税の賦課徴収経費として 149 万 7,000 円、運営協議会費は 21 万 8,000 円、趣旨普及費は 2,000 円の計上でございます。

保険給付費につきましては、15 億 4,706 万 7,000 円の計上であり、そのうち、療養諸費は 13 億 1,032 万 6,000 円、高額療養費は 2 億 3,010 万 2,000 円、移送費は 1 万 1,000 円、出産育児諸費は 420 万 3,000 円、葬祭諸費は 240 万円、結核医療付加金は 2 万 4,000 円、傷病手当金は 1,000 円でございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、5 億 1,441 万 9,000 円を計上しております。うち、療養給付費分は 3 億 7,088 万 3,000 円で、後期高齢者支援金等分は 1 億 964 万 2,000 円、介護納付金分は 3,389 万 4,000 円でございます。

保健事業費につきましては、1,056 万 4,000 円を計上し、うち、特定健康診査等事業費は 924 万 5,000 円、保健事業費は 131 万 9,000 円でございます。

基金積立金につきましては、6 万 4,000 円で、財政調整基金から生じます利子分の積み立てを計上しております。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 430 万円を計上しております。

予備費は、1,000 万円の計上でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては説明をさせていただきます。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものであります。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましてはありますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 3 億 1,963 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 1,552 万円を計上しており、使用料及び手数料につきましては、手数料 1,000 円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金につきましては、後期高齢者健康診査補助金等で、232 万 8,000 円でございます。

寄附金につきましては、1,000 円の名目の予算でございます。

繰入金につきましては、9,641 万 2,000 円で、全額が一般会計繰入金であります。

繰越金につきましては、415 万 9,000 円でございます。

諸収入につきましては、121 万 4,000 円を計上し、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円、償還金及び還付加算金は 121 万円、雑入は 2,000 円の計上でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

総務費につきましては、職員の人件費及び事務費として 822 万 8,000 円を計上しております。

保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費 281 万 9,000 円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金として 3 億 726 万 7,000 円を計上しております。

諸支出金につきましては、122 万 1,000 円を計上しており、うち、償還金及び還付加算金は 122 万円、また、繰出金は 1,000 円の計上でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条の一時借入金につきましてはありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 28 億 487 万 4,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 446 万 2,000 円と定めております。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきますが、保険料につきましては、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 4 億 9,739 万 1,000 円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金 1,000 円の計上をしております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料 1,000 円の計上となっております。

国庫支出金につきましては、7 億 482 万 3,000 円を計上し、うち、国庫負担金は 4 億 6,061 万 1,000 円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金は 2 億 4,421 万 2,000 円で、介護給付費に係る調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金などがございます。

支払基金交付金につきましては、7 億 1,840 万 9,000 円を計上しております。

県支出金につきましては、4 億 181 万 9,000 円でございます。うち、県負担金は、介護給付費に係る法定負担分 3 億 8,488 万 1,000 円を計上し、県補助金 1,693 万 8,000 円は、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 8 万 1,000 円を計上し、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、4 億 8,135 万 2,000 円であります。うち、一般会計繰入金は 4 億 6,314 万円、基金繰入金は 1,821 万 2,000 円でございます。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、99 万 6,000 円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料は 2,000 円。雑入は 99 万 4,000 円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1億1,499万7,000円でございます。うち、総務管理費は1億166万7,000円で、人件費及び電算システム保守点検委託料などの事務費を計上しております。介護認定審査会費は1,223万2,000円を計上しており、主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費は29万2,000円、地域支援事業費は80万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

保険給付費につきましては、26億151万円を計上しており、うち、介護サービス等諸費は23億5,780万8,000円で、介護サービスに係る保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費は1億1,135万9,000円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費は180万8,000円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費は4,229万6,000円でございます。特定入所者介護サービス等費は7,908万9,000円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費は915万円でございます。

地域支援事業費につきましては、8,467万4,000円の計上をしております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は5,435万8,000円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費などを計上しております。一般介護予防事業費は553万8,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものであります。包括的支援事業費は945万6,000円で、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上いたしております。任意事業費は1,516万6,000円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費は15万6,000円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、8万1,000円を計上。介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては、61万2,000円であります。うち、償還金及び還付加算金は61万1,000円、繰出金は1,000円をそれぞれ計上しております。

予備費につきましては、300万円の計上となっております。

続いて、サービス事業勘定についてでございますが、まず、歳入であります。

サービス収入につきましては、446万2,000円の計上となっております。うち、予防給付費収入は346万1,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は100万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきまして、38万7,000円を計上し、うち、居宅サービス事業費は27万2,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費は11万5,000円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金407万5,000円を計上。一般会計への繰出金であります。

次に、予算第2条、一時借入金についての説明をさせていただきます。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000万円と定めるものであります。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきまして説明をさせていただきます。地方自治法第220条第2項ただし書に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げますが、説明の前に、簡易水道事業の概要を説明させていただきます。



令和3年3月31日現在で、給水戸数5,036戸、年間総配水量199万5,667立米、日平均配水量5,452立米となっております。

それでは、予算の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億120万2,000円に定めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金1,277万1,000円を計上し、新規加入40件、給水工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3億4,732万6,000円を計上し、うち、使用料は3億4,674万3,000円で、令和3年度の使用状況を勘案し、現年度分3億4,383万6,000円、滞納分として289万6,000円を見込んでおります。手数料は58万3,000円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入8万円で、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金1億7,871万9,000円で、うち、一般会計繰入金1億7,828万4,000円、財政調整基金繰入金43万5,000円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円の計上であります。

諸収入につきましては、雑入として5,000円で、消費税還付金などでございます。

町債につきましては、4億6,230万円を計上いたしております。建設改良費の財源として、簡易水道事業債4億6,070万円、公営企業会計適用債160万円を計上いたしております。

次に、歳出について、説明を申し上げます。

簡易水道事業費につきましては、7億9,030万2,000円を計上いたしております。うち、管理費は2億6,984万2,000円を計上し、一般管理費、現場管理費を計上いたしております。建設改良費は5億2,046万円を計上し、水道管布設替及び施設更新設計業務、水道管布設替工事などを計上いたしております。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で2億1,080万円を計上しております。

予備費につきましては、10万円の計上となっております。

次に、予算第2条の地方債についての説明をさせていただきます。簡易水道事業4億6,070万円、公営企業会計適用事業160万円の起債予定額におきまして、地方自治法第230条第1項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第3条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第37号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましの提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,276万6,000円に定めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金155万2,000円を計上し、6件の新規加入と1件の工事負担金を見込み、155万円を予定をいたしております。

使用料及び手数料につきましては、2億2,673万5,000円を計上し、うち、使用料は2億2,671万5,000円で、公共下水道施設使用料として、現年度分2億2,492万1,000円、滞納分178万4,000円を、行政財産使用料として1万円を見込んでおります。手数料は2万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 4 億 6,935 万円を計上し、前処理施設建設工事や生活排水処理施設の統廃合、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 5,419 万 9,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円の計上であります。

諸収入につきましては、雑入 62 万 9,000 円を計上し、浄化センター改築更新工事に係る現場事務所の光熱水費負担金などがございます。

町債につきましては、4 億 7,030 万円を計上。建設改良費の財源として、公共下水道事業債 4 億 6,830 万円と、公営企業会計適用債 200 万円でございます。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。

公共下水道事業費につきましては、12 億 185 万 5,000 円を計上しております。うち、管理費は 2 億 2,750 万 8,000 円を計上し、一般管理費、現場管理費を計上しております。事業費は、建設改良費として 9 億 7,434 万 7,000 円を計上し、町内の浄化センターの耐水化計画実施設計業務をはじめ、佐用浄化センターにおける汚泥集約化に係る前処理施設建設工事のほか、佐用・南光浄化センター他施設改築更新工事、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事等を実施することといたしております。

公債費につきましては、4 億 2,081 万 1,000 円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円の計上となっております。

次に、予算第 2 条、地方債についてであります。第 2 表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業 4 億 6,830 万円、公営企業会計適用事業 200 万円の起債予定額におきまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 2,944 万円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、9,064 万 5,000 円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料 6,028 万 1,000 円、農業集落排水施設使用料 2,938 万 4,000 円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 97 万 9,000 円を予定をさせていただいております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 3,703 万 7,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円の計上でございます。

諸収入につきましては、雑入 73 万 2,000 円を計上し、検査事務手数料などがございます。

町債につきましては、公営企業会計適用債 60 万円の計上をいたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2 億 1,260 万 2,000 円を計上し、うち、浄化槽管理費は 1 億 4,389 万 4,000 円であり、合併浄化槽の保守管理点検や消費税納付額などを計上しております。農業集落排水施設管理費は 6,570 万 8,000 円で、一般管理費、現場管理費でございます。農業集落排水施設事業費は 300 万円で、管

路施設設計業務の委託料や、国・県道等のマス設置工事費などを計上しております。

公債費につきましては、2億1,673万8,000円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費については、10万円の計上となっております。

次に、予算第2条、地方債にいてであります。公営企業会計適用事業60万円の起債予定額におきまして、地方自治法の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めているものでございます。

次に、予算第3条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億468万1,000円といたしております。

まず、歳入から説明をいたしますが、使用料及び手数料につきましては、使用料633万円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入3万8,000円で整備基金預金利子であります。

繰入金につきましては、一般会計から1,772万6,000円を繰り入れております。

繰越金につきましては、1,000円の計上であります。

諸収入につきましては、雑入8,058万6,000円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

教育費につきましては、社会教育費1億434万2,000円で、人件費をはじめ、野外活動センター及び天文台公園の運営費を計上しております。

諸支出金につきましては、基金費3万9,000円の計上でございます。

予備費については、30万円の計上をしております。

次に、予算第2条の一時借入金についてでございます。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第40号、令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億665万5,000円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入6,684万7,000円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3,976万8,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入の4万円あります。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1億665万5,000円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第2条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第41号、令和4年度佐用町石井財産区特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、それぞれ448万円といたしております。

まず、歳入から説明をいたしますが、繰越金につきましては、447万8,000円。

諸収入につきましては、2,000円で、町預金利子、雑入それぞれ1,000円の計上といたしております。

次に、歳出でございますが、総務管理費におきまして、91万5,000円で、作業道整備事業負担金などを計上しております。

予備費につきましては、356万5,000円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、令和4年度の佐用町水道事業会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数1,764戸、年間総給水量59万5,985立米、一日平均給水量1,633立米、受託工事1ヶ所を予定しており、主要な建設改良事業は、水道管布設工事、道路改良に伴う水道管移設工事、老朽機器更新工事でございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款、水道事業収益におきまして、1億8,993万4,000円で、第1項、営業収益は、水道料金、消火栓維持管理負担金等で1億166万円。第2項、営業外収益は8,826万2,000円で、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金、預金利息等でございます。第3項の特別利益として1万2,000円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費用におきまして2億3,010万2,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水、ポンプ等修繕費等で2億1,713万5,000円。第2項の営業外費用は1,273万4,000円で、企業債借入金利息、消費税等でございます。第3項の特別損失として、13万3,000円。第4項、予備費として10万円の予定の計上をいたしております。

次に、予算書の2ページ、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきまして2億5,556万8,000円で、第1項、企業債は1億1,650万円。第2項、他会計出資金は3,255万8,000円で一般会計特別出資金でございます。第3項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円。第5項、他会計補助金は、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金350万9,000円。第9項、工事負担金1,000円。第11項、投資有価証券受入金1億円を予定をいたしております。

支出の第1款、資本的支出におきましては3億153万7,000円で、第1項、建設改良費は1億3,642万1,000円、その主なものといたしましては、水道管布設替工事3,900万円、ポンプ更新工事580万円、流量計他電気計装設備更新工事等に7,160万円を予定しております。第2項の企業債償還金で6,511万6,000円。第3項、投資有価証券購入に1億円を予定しております。収入不足額4,596万9,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第5条の企業債借入金につきましては、借入限度額を1億1,650万円、利率を3%以内と定めております。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算書3ページの第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものであります。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分358万7,000円、起債利子補助分948万2,000円、基礎年金拠出金49万円、建設改良に関するも

の 350 万 9,000 円、減価償却費補助分 1,223 万 3,000 円と定めるものであります。

第 10 条につきましては、たな卸資産購入限度額を 94 万 5,000 円と定めるものであります。

内容の詳細につきましては、4 ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 31 号から議案第 42 号までの、令和 4 年度一般会計並びに各特別会計当初予算の提案の説明をさせていただきました。それぞれ、十分にご審議の上、ご承認を賜わりますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

長時間ありがとうございました。

副議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています議案第 31 号から議案第 42 号までについては、令和 4 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算に関する案件であります。

この件に関しましては、日程第 49 で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号から議案第 42 号については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 49. 特別委員会の設置及び委員定数について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 49、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和 4 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

---

#### 日程第 50. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 50、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において、互選する。」となっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を副議長より発表します。

佐用町議会、予算特別委員会委員長、山本幹雄議員。副委員長、千種和英議員。以上の両議員が選任されましたので報告します。

---

日程第 51. 委員会付託について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 51、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 5 1 分 休憩

午後 0 3 時 5 2 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託  
したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

副議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月14日、月曜日、午前10時から一般質問を行いますので、ご承知お  
きくださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。山本幹雄委員長、よろしくお願  
いします。

予算特別委員長（山本幹雄君） このたび、令和4年度の予算特別委員長を仰せつかっており  
ます。

この議員の中で最後の予算特別委員会となります。2日間、慎重審議の上、進めたいと  
思いますので、皆さんの（聴取不能）、よろしくお願いいたします。

（聴取不能）、よろしくお願い致します。

副議長（小林裕和君） ありがとうございました。  
それでは、御苦労さまでした。

午後 0 3 時 5 4 分 散会

---